

清須市地域防災計画

—附属資料—

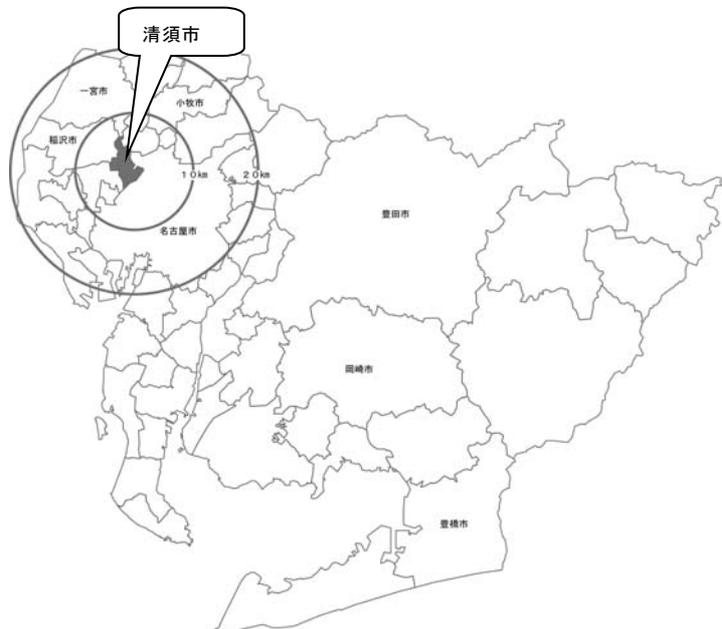
目 次

第 1	市の現況	1
1	位置	1
2	市役所の緯度・経度	1
3	隣接市	1
4	面積・広がり及び標高	1
第 2	災害	2
1	過去の主な災害	2
2	東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測	4
3	県外の原子力発電所の位置	7
第 3	各種施設等	8
1	防災上注意すべき施設	8
2	避難場所・避難所	12
3	防災備蓄倉庫一覧	15
第 4	被害認定基準	16
第 5	条例・規則等	19
1	清須市防災会議条例	19
2	清須市防災会議運営要綱	21
3	清須市災害対策本部条例	23
4	清須市災害対策本部要綱	24
5	清須市防災行政用無線局管理運用規程	30
6	清須市防災行政用無線局(同報系)運用要領	35
7	清須市災害弔慰金の支給等に関する条例	44
8	清須市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	48
9	清須市災害援護資金の貸付に係る利子の補助金交付要綱	74
10	清須市り災証明書交付要領	78
11	清須市被災者生活再建支援金支給要綱	87
12	避難情報伝達文(例文)	101
13	防災関係機関連絡先	104
14	災害救助法施行細則	106
15	災害救助法の適用基準	136
16	緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領	138
17	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	141
18	愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約	142
19	愛知県内広域消防相互応援協定	143

20 愛知県消防広域応援基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・146

第 1 市の現況

1 位置



2 市役所の緯度・経度

北 緯	35° 11′ 59″
東 経	136° 51′ 10″

3 隣接市

東	名古屋市西区
西	あま市
南	名古屋市中村区
北	一宮市、稲沢市、北名古屋市

4 面積・広がり及び標高

面 積	広がり		標 高	
	東西	南北	最高	最低
17.35km ²	約5km	約8km	7.7m	1.9m

第2 災害

1 過去の主な災害

(1) 東海豪雨

東海豪雨は、平成12年9月11日から12日にかけて、日本付近に停滞していた秋雨前線に、台風第14号からの暖かく湿った空気が多量に流れ込んで、活動が活発となり、愛知県を中心とした東海地方で記録した大雨である。名古屋地方気象台が観測した日最大1時間降雨量97.0mm、日最大降水量428.0mm、月最大24時間降水量534.5mmは、いずれも統計開始以来最も多い値となった。

この大雨により、新川の堤防が決壊したのをはじめ、河川の破堤は20か所に達し、県内の浸水家屋は62,000棟を超え、がけ崩れが250か所、7名が犠牲となった。

清須市においても、新川の水位の上昇により、堤防の決壊や越水、排水ポンプの運転停止等により、家屋等に浸水被害等が多数発生する初めての大規模な災害となった。

この災害により、本市は災害対策本部を設置し、避難勧告等の応急対策、自衛隊の災害派遣要請を行い、災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。

《土木関係被害》

道路をはじめ公園や下水道施設等、土木関係施設の多くが被害を受けた。特に、市の管理する公園は大半が冠水による被害を受けた。

また、下水道施設については、新川の堤防決壊により排水ポンプを停止し、停止に伴うポンプ場も浸水被害も受けた。

《産業関係被害》

農業については、野菜の冠水・流水等の被害が多く、被害総額は19,017千円にのぼった。

また、産業については、浸水や工場の冠水により生産設備が使用不能となり、直接浸水被害を受けなくとも一次生産を中止する等、市内の6割以上の事業所が被害を受け、被害総額は3,854,611千円にのぼった。

《衛生関係被害》

医療施設や社会福祉施設においても浸水の被害を受けており、児童福祉施設については8か所が被害を受け、被害総額は67,262千円となった。

また、水道施設については、清須市（合併前の旧西枇杷島町及び旧新川町）は名古屋市の給水区域となっており、水道施設の被害はなかったが、給水栓の水没や受水槽式給水施設のポンプの故障等により給水不能となった。

表 東海豪雨被害状況

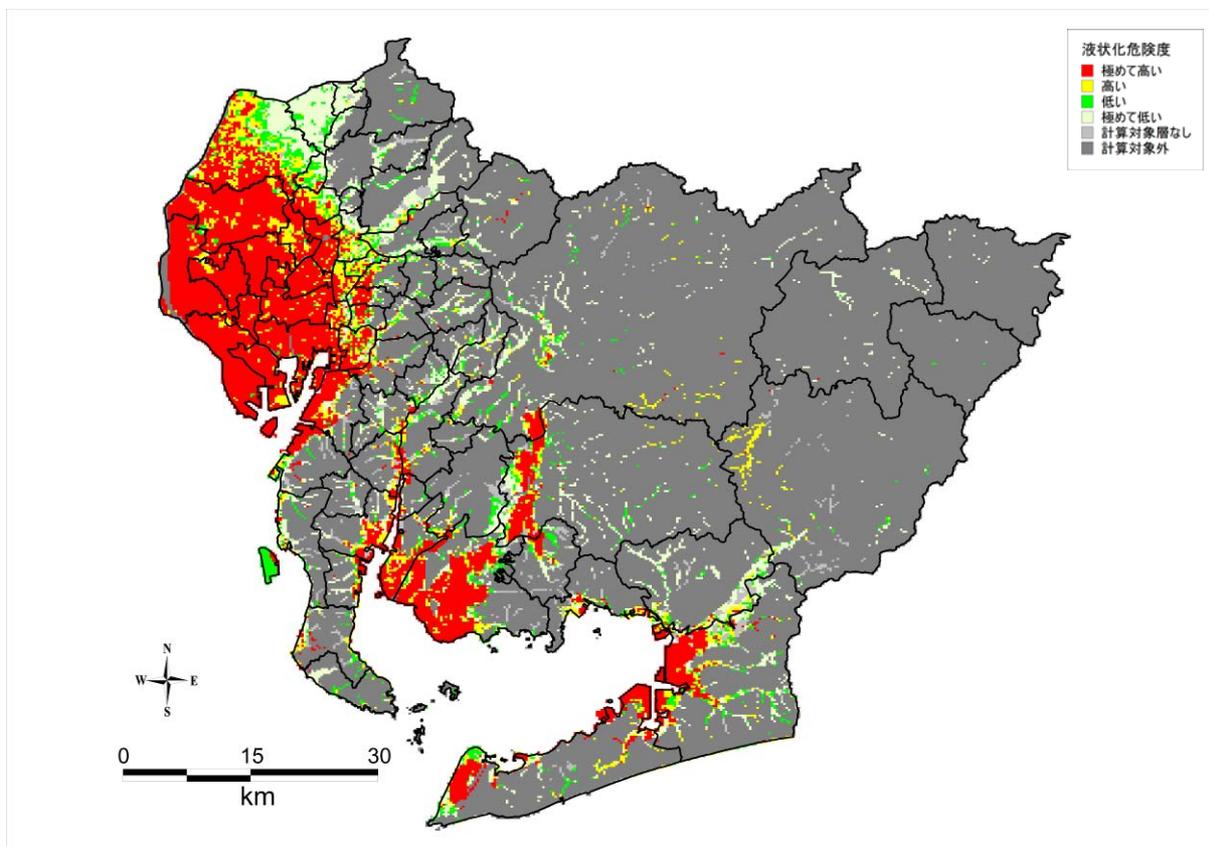
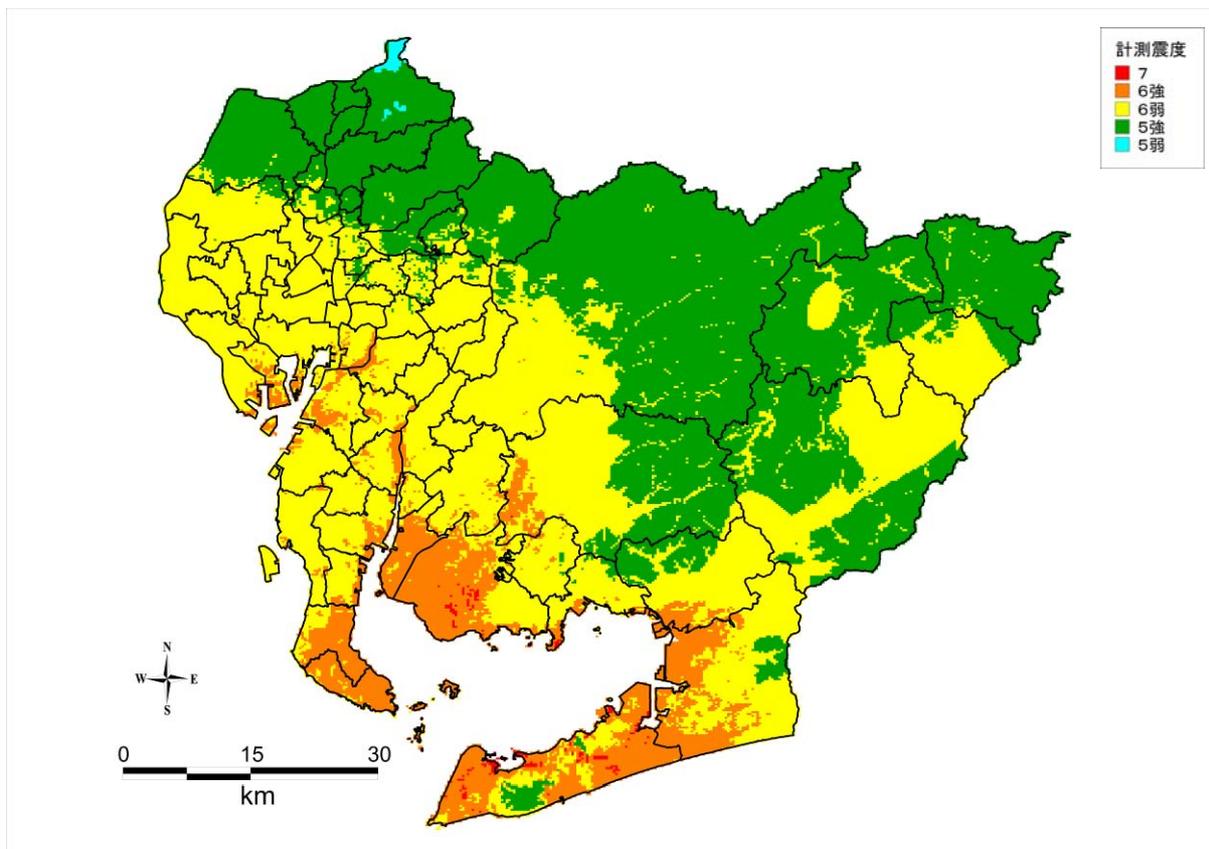
区分		単位	清須市		愛知県
被 人 害 的	死 者	(人)	-		7
	負傷者	(人)	1	旧春日町 : 1	107
住 家 被 害	全 壊	(棟)	-		18
		(世帯)	-		23
		(人)	-		78
	半 壊	(棟)	-		156
		(世帯)	-		189
		(人)	-		504
	一部損壊	(棟)	-		147
		(世帯)	-		171
		(人)	-		617
	床上浸水	(棟)	-		22,077
		(世帯)	5,429	旧新川町 : 1,233 旧清洲町 : 161 旧西枇杷島町 : 4,009 旧春日町 : 26	24,609
		(人)	14,850	旧新川町 : 3,928 旧清洲町 : 453 旧西枇杷島町 : 10,387 旧春日町 : 82	65,824
	床下浸水	(棟)	-		40,401
		(世帯)	2,658	旧新川町 : 2,265 旧清洲町 : 337 旧西枇杷島町 : 13 旧春日町 : 43	41,226
		(人)	7,722	旧新川町 : 6,595 旧清洲町 : 1,011 旧西枇杷島町 : 40 旧春日町 : 76	111,927
非 住 家	公共建物	(棟)	-		67
	その他	(棟)	-		1,448

(2) その他被害のあった風水害

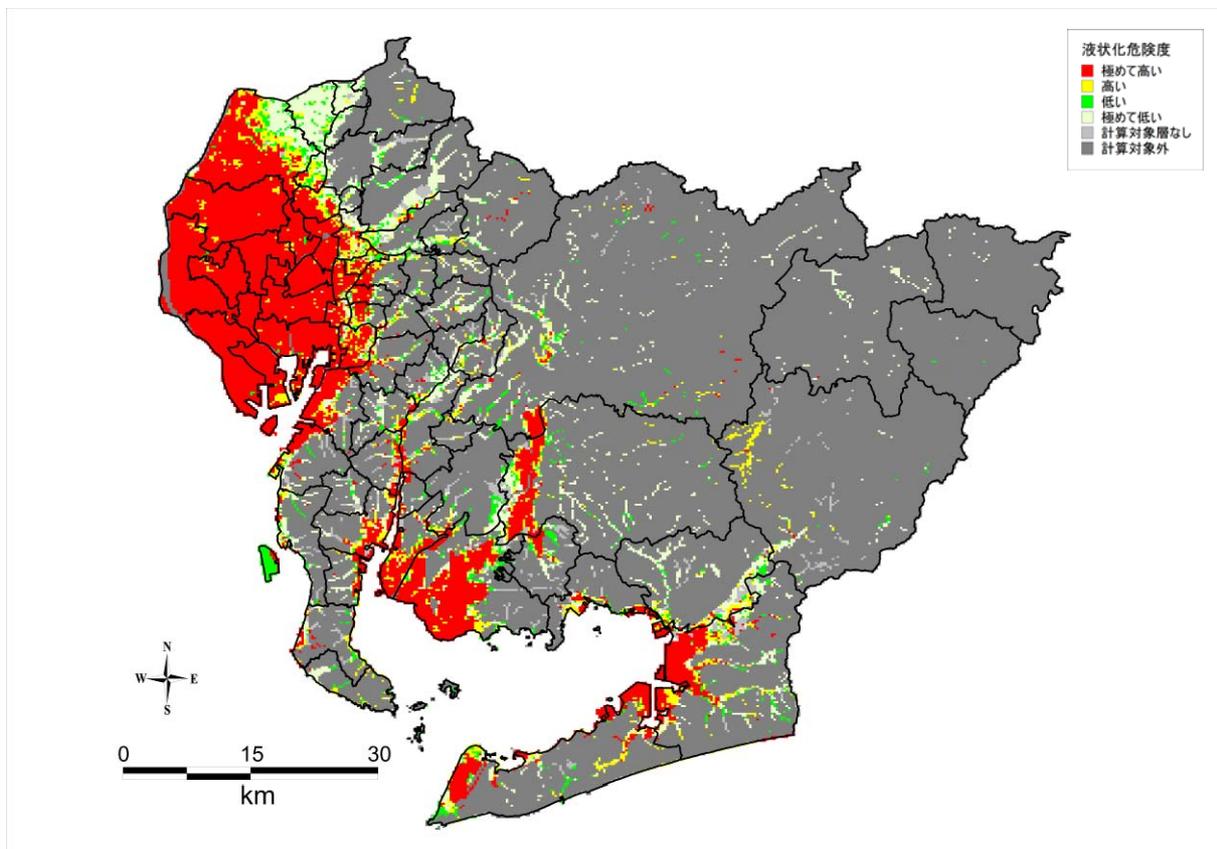
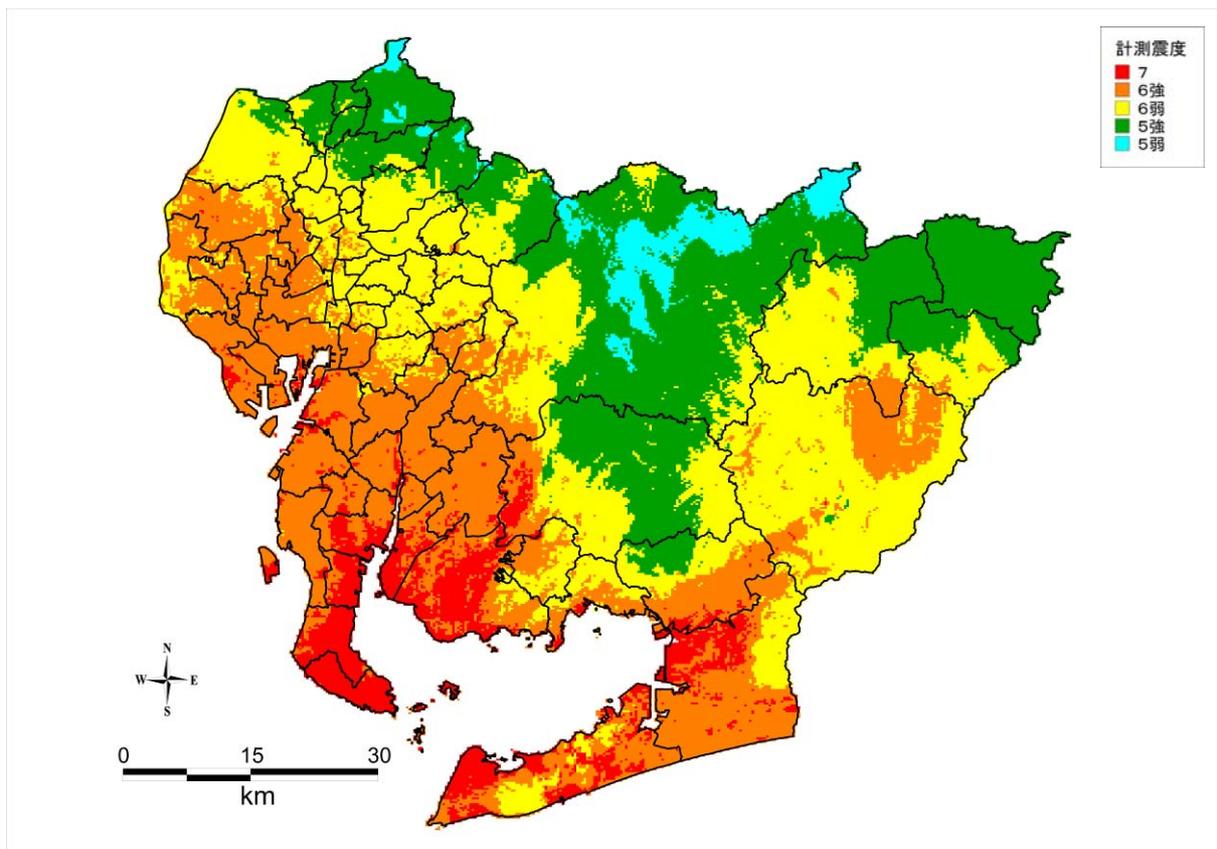
年月日	種別 (名称)	名古屋の記録			本市の被害概要 ①災害の特徴 ②被害の程度
		最低気圧 (hPa)	最大風速 (m/s) 風向	総雨量 (mm)	
平21. 8. 28~29 (2008年)	8月末豪雨	-	-	180.5	①短時間での豪雨被害 ②床上浸水2 床下浸水18
平21. 10. 7~8 (2009年)	台風18号	964.7	6.1N	162.5	①台風の通過による被害 ②床下浸水5

2 東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測

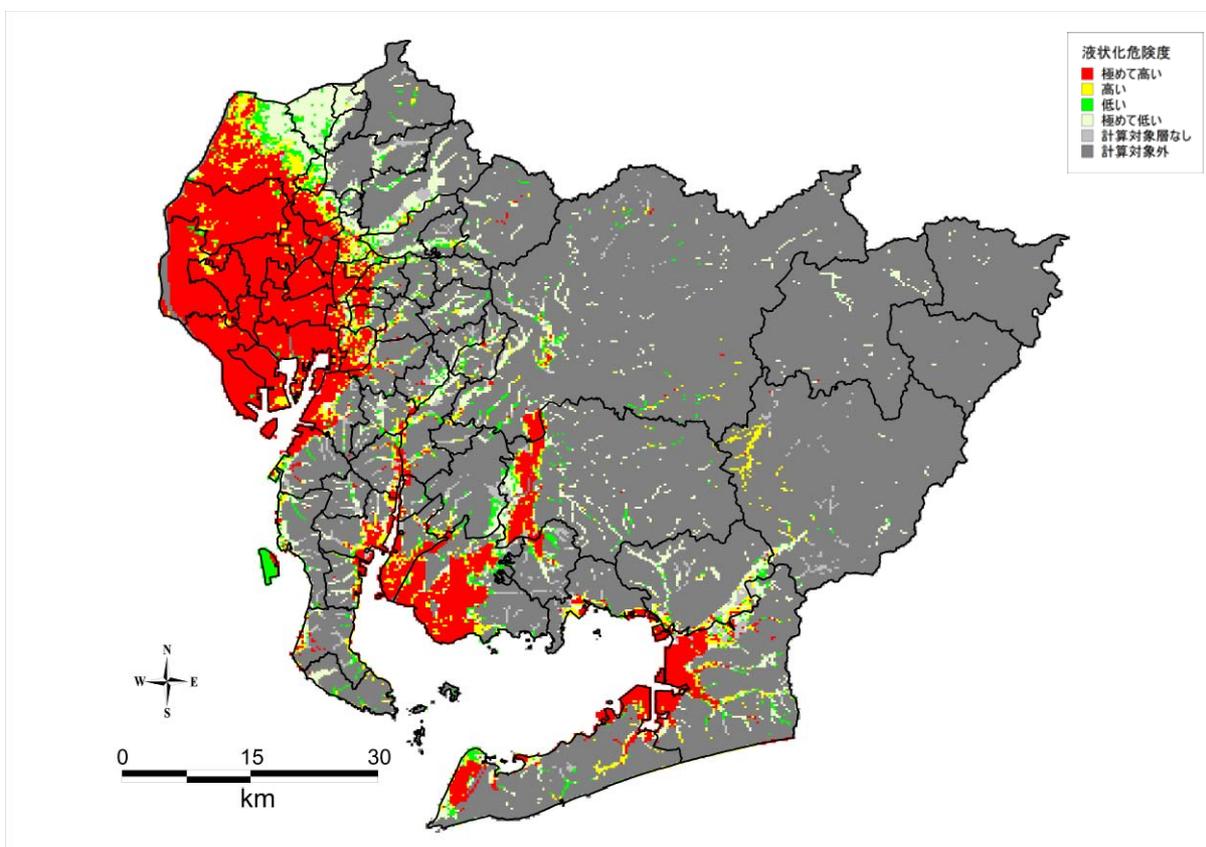
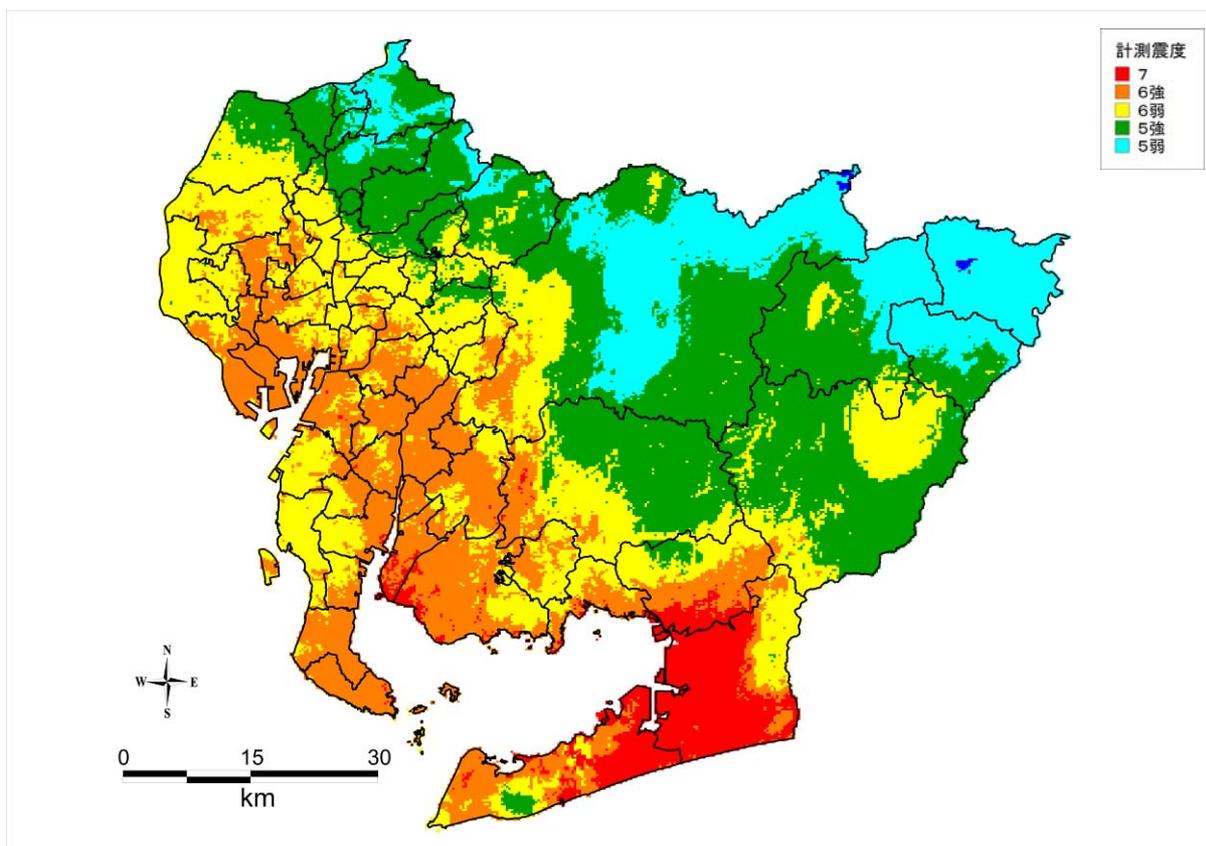
(1) 5地震参考モデル



(2) 最大想定モデル（陸側ケース）

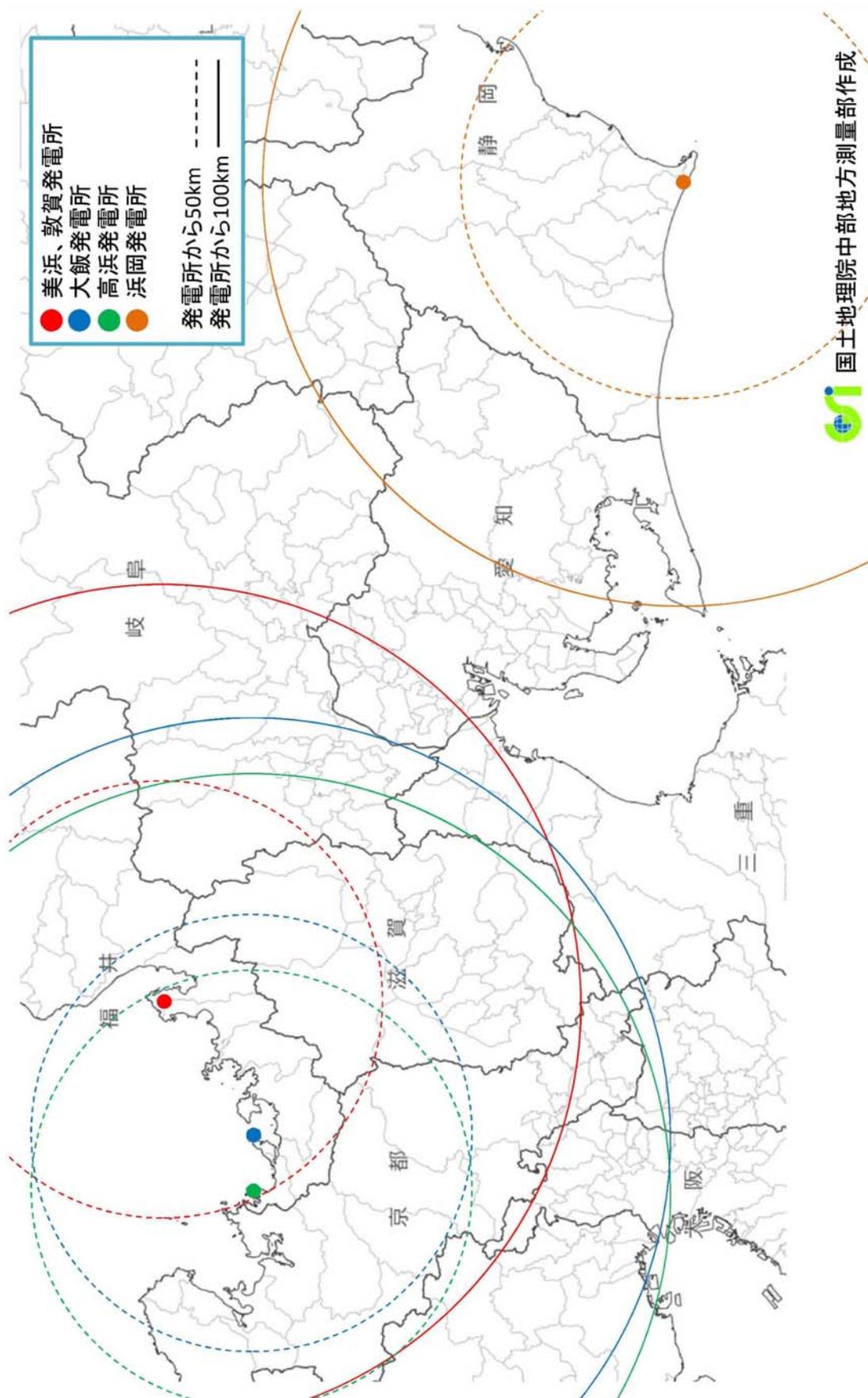


(3) 最大想定モデル（東側ケース）



「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」平成26年3月愛知県

3 県外の原子力発電所の位置



第3 各種施設等

1 防災上注意すべき施設

(1) 公園一覧

種別	番号	名称	所在地	開設面積 (㎡)	
街区公園	1	ろくのじょう 六ノ条	こうえん 公園	西枇杷島町城並三丁目15番地1	2,068
	2	じょうし 城跡	こうえん 公園	西枇杷島町小田井二丁目8番地1	3,011
	3	まえなみ 前並	こうえん 公園	西枇杷島町小田井一丁目10番地1	2,742
	4	せべた 瀬部田	こうえん 公園	西枇杷島町地領一丁目4番地1	842
	5	はなさき 花さ咲	こうえん 公園	西枇杷島町花咲84番地	5,000
	6	じりょう 地領	こうえん 公園	西枇杷島町地領二丁目11番地1	1,744
	7	みやまえ 宮前	こうえん 公園	西枇杷島町宮前二丁目55番地	2,333
	8	よし 野	こうえん 公園	西枇杷島町芳野二丁目58番地2	3,937
	9	びわじま 枇杷島	こうえん 公園	枇杷島駅前東一丁目2番地6	850
	10	つちだ 土田	こうえん 公園	土田一丁目7番地1	1,670
	11	まるかわ 丸川	こうえん 公園	新清洲六丁目4番地1	2,095
	12	じょうじょう 上条	こうえん 公園	上条二丁目12番地1	1,786
	13	しんきよ 新清洲	こうえん 公園	新清洲二丁目7番地1	7,462
	14	はさまだいに 廻間第二	こうえん 公園	廻間一丁目10番地1	3,497
	15	はさまだいいち 廻間第一	こうえん 公園	廻間三丁目12番地1	3,021
	16	えいあん 永安寺	こうえん 公園	清洲一丁目10番地1	1,145
	17	てんま 伝馬	こうえん 公園	西市場二丁目3番地1	2,047
	18	にしちば 西市場	こうえん 公園	西市場四丁目8番地1	2,200
	19	おおしま 大嶋	こうえん 公園	大嶋二丁目4番地2	1,200
	20	いおり 伊織	こうえん 公園	花水木一丁目5番地11	2,500
	21	たかし 高島	こうえん 公園	土田三丁目18番地6	2,200
	22	つつみだ つつみ田	こうえん 公園	土田三丁目25番地26	2,400
	23	にしすかぐち 西須ヶ口	こうえん 公園	西須ヶ口66番地	2,322
	24	はざま 迫間	こうえん 公園	須ヶ口駅前一丁目71番地	1,146
	25	てんのう 天王	こうえん 公園	鍋片二丁目66番地	2,498
	26	かたまち 片町	こうえん 公園	鍋片三丁目90番地	3,702
	27	そとまち 外町	こうえん 公園	東外町16番地	1,198
	28	うえだ 上田	こうえん 公園	東外町33番地	1,181
	29	よこまち 横町	こうえん 公園	土器野大山58番地4	768
	30	すけしち 助七	こうえん 公園	助七一丁目149番地	4,068
	31	ひがしすかぐち 東須ヶ口	こうえん 公園	東須ヶ口141番地	1,267
	32	はなぞの 花園	こうえん 公園	寺野花園74番地	1,865
	33	もとまち 元町	こうえん 公園	寺野元町47番地	803
	34	みさと 美里	こうえん 公園	助七美里24番地	456
	35	ひがしやまなか 東山中	こうえん 公園	助七東山中48番地	606

附属資料

種 別	番号	名 称	所 在 地	開設面積 (㎡)	
街区公園	36	ほしのみや 星の宮	こうえん 公園	阿原宮前27番地	1,033
	37	かもしげ 鴨池	こうえん 公園	阿原鴨池177番地	1,008
	38	はちまん 八幡	こうえん 公園	阿原八幡114番地	824
	39	てんすい 天水	こうえん 公園	土器野天水763番地	415
	40	きたなかの 北中野	こうえん 公園	土器野北中野202番地5	546
	41	やまにし 山西	こうえん 公園	桃栄三丁目23番地	3,201
	42	いぬいずみ 乾角	こうえん 公園	桃栄二丁目22番地	1,600
	43	とうえい 桃栄	こうえん 公園	桃栄二丁目116番地	2,104
	44	おどおり 大通	こうえん 公園	桃栄四丁目79番地	2,200
	45	はぎの野	こうえん 公園	萩野55番地	1,043
	46	ひがしまち 東町	こうえん 公園	土器野北中野232番地1	1,122
	47	すみのしろ 角の城	こうえん 公園	阿原角の城68番地	1,611
	48	みすず 美鈴	こうえん 公園	寺野美鈴95番地	2,357
	49	もとやま 本山	こうえん 公園	萩野173番地	1,308
	50	ねぎや ネギヤ	こうえん 公園	春日上須ヶ田95番地1	2,826
	51	なかのきり 中之切	こうえん 公園	春日砂賀東49番地1	3,101
	52	にしたなかいちごう 西田中一号(蓮池)	こうえん 公園	西田中蓮池138番地	1,009
53	にしたなかにごう 西田中二号(松本)	こうえん 公園	西田中松本29番地	1,004	
54	にしまき・しんでんふれあい 西牧・新田ふれあい	ひろば 広場	春日夢の森81番地	971	
小 計	54			106,913	
近隣公園	1	びわじま 枇杷島	こうえん 公園	西枇杷島町古城二丁目15番地1	18,272
	2	かみしん 上新	こうえん 公園	西枇杷島町上新95番地	10,879
	3	はるひゆめのもり はるひ夢の森	こうえん 公園	春日夢の森1番地	10,626
小 計	3			39,777	
地区公園	1	しょうないがわしんかわ 庄内川新川	りよくち 緑地	下河原800番地	30,508
小 計	1			30,508	
緑 地	1	しょうないがわにしびわじま 庄内川西枇杷島	りよくち 緑地	西枇杷島町西枇杷池、南枇杷池地内	25,180
	2	ごじょうがわはるひ 五条川春日	りよくち 緑地	春日北河原及び南河原地内	3,800
小 計	2			28,980	

附属資料

(2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設

No	施設種別	施設の名称	住 所	電話番号	浸水想定区域				
					庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川
1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○	
2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○	
3	有床診療所	森眼科	西枇杷島町末広8番地	052-504-5550	○	○		○	
4	デイサービスセンター	ケイ・デア西城	西枇杷島町日の出31番地	052-505-4888	○	○		○	
5	デイサービスセンター	Kライン・ケアセンター 新川	阿原北野37番地2	052-409-7712	○	○	○	○	
6	デイサービスセンター	福神デイサービス センター	西枇杷島町小野田34番地1	052-505-5517	○	○	○	○	
7	デイサービスセンター	デイサービス花咲	西枇杷島町押花47番地	052-618-8739	○	○			
8	社会福祉施設	清須市社会福祉協議会	一場古城604番地15	052-409-4554	○	○	○		
9	高齢者施設	新川福祉センター	助七一丁目193番地	052-409-4554	○	○	○	○	
10	高齢者施設・児童館	西枇杷島老人福祉 センター	西枇杷島町大野37番地1	052-502-7530	○	○		○	
11	高齢者施設	春日老人福祉センター	春日振形129番地	052-400-2911	○	○	○	○	
12	介護老人保健施設	満天星	西枇杷島町城並二丁目14番地	052-505-4411	○	○		○	
13	特別養護老人ホーム	清洲の里	廻間堂畑1番地	052-401-7007	○		○		○
14	特別養護老人ホーム	ペガサス春日	春日新町105番地	052-408-5550	○	○	○	○	
15	特別養護老人ホーム	平安の里	春日新町95番地	052-401-0333	○	○	○	○	
16	障害福祉サービス事業所	とけい台	西枇杷島町芳野二丁目25番地	052-505-5455	○	○		○	
17	障害福祉サービス事業所	結和のおうち下小田井	西枇杷島町北大和205番地	052-482-7887	○	○		○	
18	障害福祉サービス事業所	セブンデイズきよす	春日西牧前75番地2	050-5865-0466			○		
19	障害福祉サービス事業所	セブンデイズファーム	春日西牧南38番地1	052-401-2201			○		
20	障害福祉サービス事業所	ほまれの家清須	清洲1806番地 NTT西日本新川清洲ビル1階	052-325-4572	○	○	○	○	
21	幼稚園	西枇杷島第一幼稚園	西枇杷島町花咲78番地	052-501-8577	○	○		○	
22	保育園	朝日保育園	朝日弥生43番地	052-400-3255	○	○	○	○	
23	保育園	須ヶ口保育園	東須ヶ口103番地	052-400-2020	○	○	○	○	
24	保育園	桃栄保育園	桃栄三丁目192番地	052-400-2242	○	○	○	○	
25	保育園	土器野保育園	土器野502番地	052-400-2907	○	○		○	
26	保育園	中之切保育園	春日砂賀東95番地	052-400-6811	○	○	○	○	
27	保育園	西枇杷島保育園	西枇杷島町泉75番地	052-501-3113	○	○		○	
28	保育園	花水木保育園	花水木一丁目2番地2	052-409-1822	○		○		○
29	保育園	星の宮保育園	阿原池之表32番地	052-409-0881	○	○	○	○	
30	保育園	本町保育園	清洲2215番地	052-400-3064	○	○	○		
31	保育園	新清洲保育園	新清洲三丁目3番地10	052-409-1470	○		○	○	○
32	保育園	芳野保育園	西枇杷島町芳野二丁目58番地4	052-502-7007	○	○		○	
33	保育園	ネギヤ保育園	春日須ヶ田21番地	052-400-9602	○	○	○	○	
34	児童館	西枇杷島児童センター	西枇杷島町砂入46番地	052-504-2656	○	○		○	

附属資料

35	児童館	小田井児童館	西枇杷島町小田井一丁目12番地1	052-504-6392	○	○		○	
36	児童館	清洲児童館	清洲1017番地1	052-409-6102	○		○		
37	児童館	清洲児童センターウイング	清洲2591番地3	052-401-2727	○	○	○	○	
38	児童館	新川児童センター	須ヶ口1251番地1	052-409-5751	○	○	○	○	
39	児童館	桃栄児童館	桃栄二丁目115番地	052-401-1234	○	○	○	○	
40	児童館	春日児童館	春日社子地2番地2	052-409-8358	○		○	○	
41	児童館	星の宮児童センター	阿原星の宮94番地	052-400-5932	○	○	○		
42	こども園	ゆめのもりこどもえん	春日八幡裏48番地	052-325-5144			○	○	
43	こども園	はなのもりこどもえん	西枇杷島町城並一丁目9番地17	052-908-1187	○	○		○	
44	こども園	ゆうあいこども園	一場558番地2	052-908-2415	○		○	○	
45	小学校	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地	052-502-1406	○	○		○	
46	小学校	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1	052-502-7171	○	○		○	
47	小学校	清洲小学校	清洲1013番地	052-400-3651	○		○		
48	小学校	清洲東小学校	清洲2576番地	052-400-1144	○	○	○	○	
49	小学校	新川小学校	須ヶ口1239番地	052-400-2771	○	○	○	○	
50	小学校	星の宮小学校	阿原神門125番地	052-409-0016	○	○	○	○	
51	小学校	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地	052-409-8861	○	○	○	○	
52	小学校	春日小学校	春日振形131番地	052-400-3029	○		○	○	
53	中学校	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割3番地1	052-501-1405	○	○		○	
54	中学校	清洲中学校	一場695番地	052-400-2961	○		○	○	
55	中学校	新川中学校	須ヶ口750番地	052-400-0531	○	○	○	○	
56	中学校	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174	○		○	○	
57	保育施設	ゆめつこ園	春日夢の森16番地	052-325-5144			○		

2 避難場所・避難所

(1) 一時避難場所

2m²/人

No	施設名	所在地	面積 (m ²)	収容可能人数 (人)
1	ネギヤ公園	春日上須ヶ田 95 番地 1	2,826.00	706
2	西牧ちびっこ広場	春日西牧前 21 番地	1,330.00	332
3	中之切公園	春日砂賀東 49 番地 1	3,101.00	775
4	西市場公園	西市場四丁目 8 番地 1	2,200.00	550
5	伝馬公園	西市場二丁目 3 番地 1	2,047.00	511
6	清洲文化広場	朝日城屋敷 1 番地 1	3,700.00	925
7	新清洲公園	新清洲二丁目 7 番地 1	7,400.00	1,850
8	廻間第一公園	廻間三丁目 12 番地 1	3,021.00	755
9	廻間第二公園	廻間一丁目 10 番地 1	3,497.00	874
10	永安寺公園	清洲一丁目 10 番地 1	1,145.00	286
11	丸川公園	新清洲六丁目 4 番地 1	2,095.00	523
12	上条公園	上条二丁目 12 番地 1	1,786.00	446
13	土田公園	土田一丁目 7 番地 1	1,670.00	417
14	大嶋公園	大嶋二丁目 4 番地 2	1,200.00	300
15	角の城公園	阿原角の城 68 番地	1,611.40	402
16	花園公園	寺野花園 74 番地	1,864.69	466
17	美鈴公園	寺野美鈴 95 番地	2,356.85	589
18	片町公園	鍋片三丁目 90 番地	3,702.04	925
19	外町公園	東外町 16 番地	1,197.95	299
20	東須ヶ口公園	東須ヶ口 141 番地	1,266.86	316
21	助七公園	助七一丁目 149 番地	4,068.30	1,017
22	西須ヶ口公園	西須ヶ口 66 番地	2,322.30	580
23	迫間公園	須ヶ口駅前一丁目 71 番地	1,145.81	286
24	桃栄公園	桃栄二丁目 116 番地	2,104.17	526
25	乾角公園	桃栄二丁目 22 番地	1,599.00	399
26	山西公園	桃栄三丁目 23 番地	3,200.78	800
27	本山公園	萩野 173 番地	1,307.96	326
28	大通公園	桃栄四丁目 79 番地	2,200.00	550
29	六ノ条公園	西枇杷島町城並三丁目 15 番地 1	2,068.00	517
30	城跡公園	西枇杷島町小田井二丁目 8 番地 1	3,011.00	752
31	瀬部田公園	西枇杷島町地領一丁目 4 番地 1	842.00	210
32	前並公園	西枇杷島町小田井一丁目 10 番地 1	2,742.00	685
33	花咲公園	西枇杷島町花咲 84 番地	5,000.00	1,250
34	上新公園	西枇杷島町上新 95 番地	10,879.00	2,719
35	地領公園	西枇杷島町地領二丁目 11 番地 1	1,744.00	436
36	宮前公園	西枇杷島町宮前二丁目 55 番地	2,333.00	583
37	芳野公園	西枇杷島町芳野二丁目 58 番地 2	3,937.00	984
38	北二ツ杵ちびっこ広場	西枇杷島町北二ツ杵 37 番地 1	1,700.00	425
39	新川防災センター	中河原 10 番地	2,902.14	1,451
計			104,124.25	26,743

※面積に一定の率を乗じて有効面積を算定しているため、収容可能人数は一人当たり必要面積と一致しない。

附属資料

(2) 広域避難場所

2m²/人

No	施設名	所在地	電話番号	面積 (m ²)	収容可能人数 (人)
1	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174	9,083.00	4,541
2	春日小学校	春日振形131番地	052-400-3029	9,961.00	4,980
3	清洲中学校	一場695番地	052-400-2961	10,271.00	5,135
4	清洲小学校	清洲1013番地	052-400-3651	10,630.00	5,315
5	清洲東小学校	清洲2576番地	052-400-1144	9,951.00	4,975
6	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1	052-502-7171	7,946.00	3,973
7	星の宮小学校	阿原神門125番地	052-409-0016	6,921.00	3,460
8	新川中学校	須ヶ口750番地	052-400-0531	13,330.00	6,665
9	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割3番地1	052-501-1405	25,365.00	12,682
10	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地	052-502-1406	9,768.00	4,884
11	新川小学校	須ヶ口1239番地	052-400-2771	6,520.00	3,260
12	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地	052-409-8861	7,893.00	3,946
13	春日グラウンド	春日新田畑1番地		8,807.65	3,523
14	清洲公園駐車場	清洲古城441番地3 他		4,562.16	2,281
15	庄内川西枇杷島緑地	西枇杷島町西枇杷池地内		61,100.00	24,440
16	新川西部浄化センター	西枇杷島町芳野三丁目1番地		14,100.00	7,050
計				216,208.81	101,110

※面積に一定の率を乗じて有効面積を算定しているため、収容可能人数は一人当たり必要面積と一致しない。

附属資料

(3) 指定避難所

3㎡/人

No	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)
1	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174	5,606.00	1,868
2	春日小学校	春日振形131番地	052-400-3029	6,852.00	2,284
3	清洲中学校	一場695番地	052-400-2961	8,501.00	2,833
4	清洲小学校	清洲1013番地	052-400-3651	7,315.00	2,438
5	清洲東小学校	清洲2576番地	052-400-1144	5,914.00	1,971
6	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1	052-502-7171	5,662.00	1,887
7	星の宮小学校	阿原神門125番地	052-409-0016	4,684.00	1,561
8	新川中学校	須ヶ口750番地	052-400-0531	8,333.00	2,777
9	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割3番地1	052-501-1405	10,152.00	3,384
10	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地	052-502-1406	8,681.00	2,893
11	新川小学校	須ヶ口1239番地	052-400-2771	7,666.00	2,555
12	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地	052-409-8861	5,383.00	1,794
13	ネギヤ保育園	春日須ヶ田21番地	052-400-9602	1,133.93	377
14	中之切保育園	春日砂賀東95番地	052-400-6811	1,137.39	379
15	五条川防災センター	清洲一丁目6番地1	052-693-5010	1344.57	448
16	清洲市民センター	清洲弁天96番地1	052-409-6471	3,037.00	1,012
17	県立五条高校	あま市西今宿阿弥陀寺56番地	052-442-1515	1,289.00	429
18	にしび創造センター	西枇杷島町小田井一丁目12番地1	052-504-6361	3,506.34	1,168
19	西枇杷島福祉センター	西枇杷島町大野37番地1	052-502-7530	1,182.27	394
20	新川防災センター	中河原10番地	052-409-1535	1,025.00	341
計				98404.50	32,793

(4) 地域福祉避難所

5㎡/人

No	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)
1	アルコ清洲	清洲2537番地	052-409-8181	11,877.00	2,375

※地域福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として開設しない。

※専門的な補助は必要ではないものの通常の避難所での生活を続けることができない者(要介護1～3、身体障害者2～6級の者)を対象とする。

3 防災備蓄倉庫一覧

番号	施設名称	所在地	備考
1	春日中学校	春日振形126番地	
2	春日小学校	春日振形131番地	
3	清洲中学校	一場695番地	
4	清洲小学校	清洲1013番地	
5	清洲東小学校	清洲2576番地	
6	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1	
7	星の宮小学校	阿原神門125番地	
8	新川中学校	須ケ口750番地	
9	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割3番地1	
10	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地	
11	新川小学校	須ケ口1239番地	
12	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地	
13	五条川防災センター	清洲一丁目6番地1	
14	清洲市民センター	清洲弁天96番地1	
15	アルコ清洲	清洲2537番地	
16	にしび創造センター	西枇杷島町小田井一丁目12番地1	
17	西枇杷島会館	西枇杷島町花咲84番地	
18	西枇杷島福祉センター	西枇杷島町大野37番地1	
19	新川防災センター	中河原10番地	
20	ネギヤ保育園隣	春日須ケ田21番地	10 ftコンテナ
21	春日B&G体育館	春日東出6番地	10 ftコンテナ
22	春日小学校	春日振形131番地	20 ftコンテナ
23	春日分団詰所地下倉庫	春日振形129番地	
24	中之切保育園	春日砂賀東95番地	20 ftコンテナ
25	下野田アンダー東市有地	春日立作45番地1	20 ftコンテナ
26	清洲中学校	一場695番地	20 ftコンテナ
27	西田中防災倉庫	西田中長堀5番地	
28	清洲小学校	清洲1013番地	20 ftコンテナ
29	清洲東小学校	清洲2576番地	20 ftコンテナ
30	星の宮小学校	阿原神門125番地	20 ftコンテナ
31	新川中学校	須ケ口750番地	20 ftコンテナ
32	市庁舎防災倉庫	須ケ口1238番地	
33	新川小学校	須ケ口1239番地	20 ftコンテナ
34	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地	20 ftコンテナ
35	水防倉庫	西枇杷島町下新地内	
36	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目2番地1	20 ftコンテナ
37	災害用資機材倉庫(名古屋市)	西枇杷島町城並一丁目8番地1	
38	西枇杷島備蓄倉庫	西枇杷島町弁天1番地6	
39	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉1番地	20 ftコンテナ
40	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割3番地1	20 ftコンテナ
41	西枇杷島福祉センター	西枇杷島町大野37番地1	20 ftコンテナ
42	みずとびあ庄内水防倉庫	西枇杷島町北枇杷池15番地1	

第4 被害認定基準

被害状況の認定基準（県認定基準）は以下のとおり。

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 （重傷）1か月以上の治療を要する見込みの者。 （軽傷）1か月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	（住家）	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	（棟）	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	（世帯）	生計を一にしている実際の生活単位をいう（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。）。
	全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	（非住家）	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

被害区分		認定基準	
その他	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
その他	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
		損壊	道路の全部又は一部の損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		（通行不能）	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	破堤	堤防等の決壊により水が堤内にあふれ出たものとする。	
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港漁	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。	
清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。		
砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。		
崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。		
被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。		
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。		
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。		
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。		
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。		
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。		
り災者	り災世帯の構成員とする。		

附属資料

被害区分		認定基準
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項欄の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

第5 条例・規則等

1 清須市防災会議条例

平成17年7月7日

条例第145号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、清須市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 清須市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (2) 愛知県の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 市の教育委員会の教育長
 - (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (5) 西春日井広域事務組合の消防長
 - (6) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから、市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
- 6 委員の定数は、25人以内とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

附属資料

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 清須市防災会議運営要綱

平成24年3月30日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市防災会議条例(平成17年清須市条例第145号。以下「条例」という。)に基づき、清須市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 条例第3条第4項の規定により、会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出なければならない。

(異動等の報告)

第4条 委員(条例第3条第5項第3号、第4号及び第6号に定める者を除く。)に異動等があった場合は、前任者は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(防災会議の招集)

第5条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載するものとする。

(会議録)

第6条 会長は、防災会議を開いたときは、会議録を作成する。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 防災会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第7条 会長は、防災会議の権限に属する事項のうち次に掲げる場合において、専決処分をすることができる。

- (1) やむを得ない事情により防災会議を招集することができないとき。
- (2) 清須市地域防災計画に記載した内容の軽易な修正を行うとき。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、危機管理部危機管理課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附属資料

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

3 清須市災害対策本部条例

平成17年7月7日

条例第146号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、清須市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 清須市災害対策本部要綱

平成24年3月30日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長及び災害対策本部員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、清須市職員の職の設置に関する規則（平成17年清須市規則第25号）第2条第1号に定める職員をもって充てる。

(部及び班の組織)

第3条 部長は、部の事務を統括し、部員を指揮監督する。

2 危機管理部長は、本部の事務を掌理し、統括指揮する。

3 部に部長代理を置く。

4 部長代理は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4条 部の業務の円滑な実施を図るため、部に班を置く。

2 班に班長及び副班長を置く。

3 班長は、班の所掌事務について部長の指示を受け、その事務の処理にあたる。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第5条 部及び班は、別表に掲げる事項を行うものとする。

(本部員会議)

第6条 本部に本部員会議を置く。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害応急対策に関する基本的事項について協議決定し、その実施を推進する。

3 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が会務を総理する。

(本部事務局)

第7条 本部に本部事務局を置く。

2 本部事務局は、別表に定める危機管理・総務班の職員をもって組織し、次に掲げる事務を行う。

(1) 災害応急対策に関し、本部の各部及び本部と防災関係機関等との連絡調整に関すること。

(2) 本部員会議に関すること。

(現地災害対策本部)

第8条 本部長は、災害地において被災現地に機動的かつ迅速な応急対策を実施する必要があると認めた場合には、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地本部には、現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地災害対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）、現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）

附属資料

及び現地災害対策本部の職員（以下「現地本部の職員」という。）を置く。

- 3 現地本部長には、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。
- 4 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。
- 5 現地副本部長は、本部員、本部の職員のうちから本部長が指名するものをもって充てる。
- 6 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 現地本部員は、本部員、本部の職員のうちから本部長が指名するものをもって充て、現地本部の職員は、本部の職員をもって充てる。
- 8 本部長は、現地における応急対策がおおむね完了したと判断した場合は、現地本部を廃止する。
- 9 前各項に規定するもののほか、現地本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。
（非常配備体制）

第9条 本部の各組織は、非常配備体制を整備し、災害応急対策の協力かつ円滑な実施及び職員の合理的配置を図るものとする。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日告示第43号）

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成29年1月5日告示第2号）

この告示は、平成29年1月10日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第10号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月11日告示第63号抄）

この告示は、令和2年8月17日から施行する。

附 則（令和2年9月30日告示第68号）

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第5条、第7条関係）

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
危機管理部 ・総務部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 避難指示等、本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事
	消防班 (消防団長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 避難指示等の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事
総務部	財政・財産管理班 (財政課長)	1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 公有財産被害の取りまとめに関する事 4 災害対策工事等（土木工事を除く）の完工の検査に関する事 5 災害対策費の予算措置に関する事 6 部内の連絡調整に関する事
	税務・収納班 (税務課長)	1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事 2 被災台帳（固定資産分）の作成に関する事 3 市民税、固定資産税等の減免に関する事
	会計班 (会計課長)	1 義援金品の出納に関する事 2 災害対策資金の出納に関する事 3 災害応急復旧資金の出納に関する事
	監査事務班 (監査課長)	1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事
企画部	人事秘書班 (人事秘書課長)	1 災害広報に関する事（ホームページ・災害メール等） 2 被害状況等の撮影及び記録に関する事 3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関する事 4 職員の動員、配置及び調整に関する事 5 職員の参集及び被災状況の把握に関する事 6 職員の食料、寝具等の厚生に関する事 7 職員の公務災害補償に関する事 8 他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れに関する事 こと

		<ul style="list-style-type: none"> 9 職員の衛生管理に関すること 10 部内の連絡調整に関すること
	企画政策・企業誘致班 (企画政策課長)	<ul style="list-style-type: none"> 11 庁内情報ネットワークに関すること 12 市民からの問い合わせに関すること 13 自主防災組織への連絡に関すること 14 ボランティアの受入れ及び配置に関すること 15 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 16 電子計算組織の管理に関すること 17 災害者の支援システムに関すること
市民環境部	市民・市民サービスセンター班 (市民課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災・罹災証明書の発行に関すること 2 避難所との連絡調整に関すること 3 義援金の配布及び義援物品の受領に関すること 4 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること 5 部内の連絡調整に関すること
	保険年金班 (保険年金課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所との連絡調整に関すること 2 各種保険給付の支払いに関すること 3 各被保険者証明及び受給者証の交付に関すること 4 国民健康保険税の減免に関すること
	生活環境班 (生活環境課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 防疫用薬剤・資機材の調達、保管及び防疫活動に関すること 2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 3 遺体の捜索、検視（調査）、身元確認等に関すること 4 遺体の処理に関すること 5 遺体の安置及び埋火葬に関すること 6 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること 7 汲取料金の減免に関すること
	産業班 (産業課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 農業者及び商工業者の被害状況調査に関すること 4 食料及び物資の調達、仕分け、配送に関すること 5 家畜の伝染病、防疫に関すること 6 中小企業に対する復興資金の斡旋及び助成に関すること 7 被災農家の融資に関すること
健康福祉部	社会福祉班 (社会福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 要配慮者（障害者）の安否確認及び救護に関すること 4 被災者の被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関すること 5 生活再建等支援対策（資金の貸付及び支給、相談等）に関すること 6 日本赤十字社愛知県支部及びその他福祉関係団体との連絡調整に関すること 7 災害弔慰金等に関すること 8 部内の連絡調整に関すること

	高齢福祉班 (高齢福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 要配慮者（高齢者）の安否確認及び救護に関する事 4 介護保険給付の支払いに関する事 5 地域福祉避難所の開設、運営及び管理に関する事 6 福祉避難所との連絡調整に関する事 7 介護サービス提供事業者との連絡調整（施設の被害、サービスの継続状況等）に関する事 8 介護保険料の減免措置に関する事
	児童福祉班 (子育て支援課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事 5 保育料の減免措置に関する事
	保健班 (健康推進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 10 医療救護所の開設、運営に関する事
建設部	土木班 (土木課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内緊急輸送道路に関する事 2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 清須市防災協力会への協力要請に関する事 4 交通規制に関する事 5 水防活動に関する事 6 帰宅困難者の支援に関する事
	都市計画・新清洲駅周辺まちづくり班 (都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 帰宅困難者の支援に関する事 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 建築物の応急危険度判定に関する事 5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関する事 6 応急仮設住宅の建設等に関する事 7 部内の連絡調整に関する事
	上下水道班 (上下水道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 3 飲料水の確保及び供給に関する事 4 応急給水活動に関する事 5 広域給水応援の受入れに関する事

附属資料

		6 帰宅困難者の支援に関すること
教育部	学校教育班 (学校教育課長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者の誘導及び受入れに関すること 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること 4 被災幼児、児童及び生徒への学用品の支給に関すること 5 応急教育等に関すること 6 授業料等の減免措置に関すること
	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 避難者の誘導及び受入れに関すること 5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 部内の連絡調整に関すること
	給食センター班 (給食センター所長)	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 避難所の開設、運営及び管理に関すること 3 避難者の誘導及び受入れに関すること
	学校班 (学校長)	1 幼児、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 幼児、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること 4 被災幼児、児童及び生徒への救護に関すること 5 休校等の応急措置に関すること 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 避難者の誘導及び受入れに関すること
議会事務局	議事調査班 (議事調査課長)	1 災害関係議会及び各種会議の運営に関すること 2 市議会議員への広報に関すること 3 市議会関係の情報収集及び伝達に関すること

5 清須市防災行政用無線局管理運用規程

平成17年7月7日

訓令第43号

(趣旨)

第1条 この訓令は、清須市における防災行政無線の適正な管理及び運用に関し、電波法（昭和25年法律第131号。以下「法」という。）その他関係法令に定められているもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災行政無線 防災、災害時及び一般行政のために使用する無線設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものは含まない。
- (3) 無線設備 電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- (4) 同報系 同報無線方式により通報を行う通信系をいう。
- (5) 親局 屋外拡声子局及び戸別受信機に対し、同時に同一内容の通信を行う同報系無線設備をいう。
- (6) 屋外拡声子局 親局からの通報を受信し、又は直接当該局からの情報をスピーカーから放送するため、屋外に設置する同報系無線設備をいう。
- (7) 戸別受信機 親局からの通報を受信するために、屋内に設置する同報系無線設備をいう。
- (8) 移動系 基地局及び陸上移動局の通信系をいう。
- (9) 基地局 陸上移動局と通信を行うために開設する移動しない無線設備をいう。
- (10) 陸上移動局 陸上を移動中又は特定しない地点に停止中に運用する無線設備をいう。
- (11) 無線従事者 当該無線局の操作が可能な無線従事者免許を有する者であって、市長が選任したものをいう。

(無線局の職員)

第3条 無線局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 総括管理者
- (2) 管理責任者
- (3) 通信取扱責任者
- (4) 通信取扱者

(総括管理者)

第4条 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括管理者は、危機管理部長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに所属の無線従事者を指揮監督する。

2 管理責任者は、危機管理課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局に係る業務を管理する。

2 通信取扱責任者は、管理責任者がその危機管理課職員である無線従事者のうちから選任する。

3 管理責任者は、通信取扱責任者を選任したとき、又は通信取扱責任者の異動等によりこれを解任したときは、総括管理者に報告しなければならない。

(通信取扱者)

第7条 通信取扱者は、通信取扱責任者の下に法その他関係法令（以下「法令」という。）を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行わなければならない。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる職員とする。

(無線局の構成)

第8条 無線局の設置場所及び識別信号は、別表のとおりとする。

(通信の種類)

第9条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 非常時通信 災害発生等非常時の通報及び通話をいう。

(2) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通報及び通話をいう。

(3) 普通通信 前2号以外の通報及び通話をいう。

(通信の統制)

第10条 総括責任者は、災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、普通通信を制限することができる。

(災害時の運用)

第11条 総括責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、管理責任者及び通信取扱責任者に待機又は配備を命じ、当該無線局の通信の確保に必要な措置を講じなければならない。

(通信訓練)

第12条 総括責任者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 定期通信訓練

(2) 防災訓練に併せた通信訓練

(備付書類等の管理)

第13条 管理責任者は、法令に基づく業務書類を備え付け、管理しなければならない。

(整備点検)

第14条 管理責任者は、定期的に無線設備の整備点検を行い、常に良好な状態に保たなければならない。

(雑則)

第15条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月7日から施行する。

附 則（平成20年4月1日訓令第7号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月30日訓令第25号）

附属資料

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年8月27日訓令第3号）

この訓令は、平成22年8月28日から施行する。

附 則（平成23年3月28日訓令第11号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月1日訓令第1号）

この訓令は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第5号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第5号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月5日訓令第1号）

この訓令は、平成29年1月10日から施行する。

附 則（平成29年9月28日訓令第5号）

この訓令は、平成29年9月28日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月26日訓令第1号）

この訓令は、令和2年2月26日から施行する。

附 則（令和2年9月30日訓令第14号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第8条関係） 清須市防災行政無線局同報系設置場所

(1) 親局

識別信号	設置場所
こうほうきよすし	危機管理部危機管理課

(2) 屋外拡声子局

識別信号	設置場所	所在地番
きよすし1	八幡公園	阿原八幡114番地
きよすし2	阿原公民館	阿原宮東278番地
きよすし3	阿原宮前	阿原宮前62番地
きよすし4	寺野花笠	寺野花笠11番地先
きよすし5	東山中公園	助七東山中48番地
きよすし6	寺野池端	寺野池端47番地先
きよすし7	元町公園	寺野元町47番地
きよすし8	天王公園	鍋片二丁目66番地
きよすし9	新川中学校（西）	須ケ口750番地
きよすし10	助七公園	助七一丁目149番地
きよすし11	外町コミュニティセンター	西須ケ口11番地1
きよすし12	西須ケ口公園	西須ケ口66番地
きよすし13	迫間公園	須ケ口駅前一丁目71番地
きよすし14	西堀江公民館	桃栄三丁目83番地

附属資料

きよすし15	旗本市有地	須ヶ口2252番地 1
きよすし16	横町公園	土器野58番地 4
きよすし17	大通公園	桃栄四丁目79番地
きよすし18	東町公園	土器野232番地 1
きよすし19	天水公園	土器野763番地
きよすし20	中河原月読社	中河原119番地
きよすし21	県営新川住宅（西）	下河原1044番地 1 先
きよすし22	花園公園	寺野花園74番地
きよすし23	新川中学校（東）	須ヶ口750番地
きよすし24	桃栄小学校	桃栄二丁目21番地
きよすし25	八幡社（東）	下河原997番地
きよすし26	桑名町ちびっこ広場	一場弓町152番地
きよすし27	貝殻山貝塚史跡	朝日貝塚 1 番地
きよすし28	西田中ちびっこ広場	西田中蓮池 5 番地
きよすし29	西市場公園	西市場四丁目 8 番地 1
きよすし30	廻間第一公園	廻間三丁目12番地 1
きよすし31	清洲東小学校校庭	清洲2576番地
きよすし32	本町保育園	清洲2215番地
きよすし33	丸の内ちびっこ広場	清洲2128番地
きよすし34	上条公園	上条二丁目12番地 1
きよすし35	土田公園	土田一丁目 7 番地 1
きよすし36	西枇杷島問屋記念館	西枇杷島町西六軒20番地
きよすし37	ツツミ田公園	土田二丁目8番地4
きよすし38	新橋西公園	清須春日新橋西土地区画整理事業7街区
きよすしこじょういち	枇杷島公園（北）	西枇杷島町古城二丁目15番地 1
きよすしこじょうに	枇杷島公園（南）	西枇杷島町古城二丁目15番地 1
きよすしじょうなみいち	六ノ条公園	西枇杷島町城並三丁目15番地 1
きよすしじょうなみに	古城小学校	西枇杷島町城並二丁目 2 番地 1
きよすしおたいいち	小田井河川敷	西枇杷島町小田井三丁目14番地 8
きよすしおたいに	城跡公園	西枇杷島町小田井二丁目 8 番地 1
きよすしおたいさん	前並公園	西枇杷島町小田井一丁目10番地 1
きよすしちりょういち	地領公園	西枇杷島町地領二丁目11番地 1
きよすしちりょうに	瀬部田公園	西枇杷島町地領一丁目 4 番地 1
きよすしはなさきいち	西枇杷島第 1 幼稚園	西枇杷島町花咲78番地
きよすしはなさきに	花咲公園	西枇杷島町花咲84番地
きよすしみやまえ	宮前公園	西枇杷島町宮前二丁目55番地
きよすしかみしん	上新公園	西枇杷島町上新95番地
きよすしななせわりいち	西枇杷島中学校	西枇杷島町七畝割 3 番地 1
きよすしななせわりに	西枇杷島中学校グラウンド	西枇杷島町七畝割92番地 1
きよすしすみよし	西枇杷島小学校	西枇杷島町住吉 1 番地
きよすしよしのいち	芳野ポンプ場	西枇杷島町芳野三丁目22番地
きよすしよしのに	芳野公園	西枇杷島町芳野二丁目58番地 2
きよすしみなみふたつり	庄内川堤防小段内	西枇杷島町南二ツ杵24番地 4 地先
きよすしおおの	西枇杷島福祉センター	西枇杷島町大野37番地 1
きよすしおのだ	西枇杷島町小野田	西枇杷島町小野田50番地 1
きよすしじゅっけんうら	十軒裏市有地	西枇杷島町十軒裏72番地 1
きよすしきたやまと	北大和第 2 ちびっこ広場	西枇杷島町北大和123番地
きよすしいずみ	サンコート西枇杷島	西枇杷島町泉40番地
きよすしにしびあさひ	旭第 2 ちびっこ広場	西枇杷島町旭一丁目 3 番地 1
きよすしとんや	問屋ちびっこ広場	西枇杷島町問屋 3 番地 4
	大嶋公園	大嶋二丁目 4 番地 2
	清洲中学校	一場695番地
	清洲上中畦	清洲316番地 2
	朝日児童遊園	朝日愛宕170番地 1
	朝日天王ちびっこ広場	朝日天王74番地
	清洲公園駐車場	清洲442番地 1

附属資料

	清洲市民センター	清洲弁天96番地 1
	朝日ちびっこ広場	朝日弥生45番地 1
	西春日井広域事務組合西消防署	西田中白山88番地
	伝馬公園	西市場二丁目 3 番地 1
	西市場住宅児童遊園	西市場六丁目 6 番地 1
	廻間第二公園	廻間一丁目10番地 1
	花水木保育園	花水木一丁目 2 番地 2
	五条川防災センター	清洲一丁目 6 番地 1
	清洲公園	清洲三丁目 7 番地 1
	西清洲ちびっこ広場	清洲1089番地 1
	清洲東小学校屋上	清洲2576番地
	清洲エンソ	清洲1953番地 8
	丸川公園	新清洲六丁目 4 番地 1
	新清洲公園	新清洲二丁目 7 番地 1
	八幡社	土田北浦146番地
きよすしほりた	ネギヤ公園	春日 上須ヶ口95番地 1
きよすしにやしき	鋤山神社	春日 式屋敷13番地
きよすしのかた	分地児童遊園	春日 野方49番地 1
きよすしごうら	津島神社	春日 郷裏18番地
きよすししんばた	夢広場はるひ	春日 夢の森 1 番地
きよすしにしまきまえ	西牧ちびっこ広場	春日 西牧前21番地
きよすしかわら	春日橋西	春日 河原 3 番地先
きよすしみやしげいち	宮重児童遊園	春日 宮重町252番地
きよすしみやしげに	春日宮重町	春日 宮重町480番地先
きよすしおちあい	落合公会堂	春日 落合437番地
きよすしひがしで	春日公民館	春日 東出 8 番地 2
きよすしはるひ	春日老人福祉センター	春日 振形129番地
きよすししゃごじ	春日配水場	春日 社子地26番地
きよすしあがた	縣社	春日 県71番地 1
きよすしかわなか	春日川中	春日 川中179番地先
きよすししんめい	中之切公会堂	春日 神明14番地
きよすしこうさつ	春日高礼	春日 高礼42番地先
きよすしてんじん	天神社	春日 天神106番地
きよすしのだまち	野田町公会堂	春日 野田町81番地
きよすしながれ	春日流	春日 流89番地先
きよすしとりで	春日鳥出	春日 鳥出76番地先
きよすししんでん	春日新田	春日 新田42番地先
きよすしたてつくりいち	春日立作 (南)	春日 立作83番地先
きよすしたてつくりに	春日立作 (北)	春日 立作 4 番地先

(3) 戸別受信機の設置場所

公共施設、消防団幹部、自主防災組織の長その他総括管理者が必要と認める場所

(4) 清須市防災行政無線局移動系設置場所

基地局

識別信号	設置場所
ぎょうせいきよすし	危機管理部危機管理課

6 清須市防災行政用無線局(同報系)運用要領

平成17年7月7日

訓令第44号

(趣旨)

第1条 この訓令は、清須市防災行政用無線局管理運用規程（平成17年清須市訓令第43号。以下「規程」という。）に基づき、清須市防災行政無線局（同報系）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(放送の方法)

第2条 規程第9条に規定する通信は、次の各号に掲げる放送方法により実施するものとし、その意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サイレン放送 災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合に注意を伝達するため無線設備を同時に一括して行うサイレン放送をいう。
- (2) 一括放送 無線設備を同時に一括して行う音声通報をいう。
- (3) 地区放送 特定地区に対して同時に一括して行う音声通報をいう。
- (4) 指定放送 無線設備のうち単独又は複数を指定して同時に一括して行う音声通報をいう。
- (5) 定時放送 無線設備の保守及び時報を伝達するため無線設備を同時に一括して行う電子音（ミュージックチャイム）通報をいう。

(放送事項)

第3条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、台風、火災、大雨等の非常事態に関する事項
- (2) 災害予防、災害応急対策、災害復旧等緊急を要する事項
- (3) 人命に係る事項その他特に緊急を要する事項
- (4) 官公署その他公共機関からの周知連絡に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(放送時間)

第4条 放送時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急を要する通報は、必要の都度行うものとする。
- (2) 定時放送は、次に掲げる時間に日曜日を除く毎日行うものとする。
 - ア 3月から9月まで 午後6時
 - イ 10月から翌年2月まで 午後5時

(放送の依頼)

第5条 所属長又は外部の公共機関は、放送を依頼するときは、防災行政無線放送依頼書（第1号様式）により、放送を希望する日の3日前までに総括管理者に届出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(放送の決定)

第6条 総括管理者は、放送内容について、第3条の放送事項と照合検討し、外部の公的機関からの放送依頼については、関連所属長と協議し、決定しなければならない。

2 放送の実施及び放送順位については、総括管理者が決定する。

附属資料

(放送の調整)

第7条 総括管理者は、放送事項の編成について、放送依頼者と協議し、変更することができるものとする。

(戸別受信機設置確認書の提出)

第8条 規程第8条の規定により戸別受信機の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、設置後防災行政無線戸別受信機設置確認書（第2号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、公共施設、消防団幹部及び自主防災組織の長はこの限りでない。

(戸別受信機設置変更の届出)

第9条 被貸与者は、転居により住所が変わったときは、戸別受信機設置変更届（第3号様式）により、速やかにその状況を市長に届出しなければならない。ただし、公共施設、消防団幹部及び自主防災組織の長はこの限りでない。

(戸別受信機設備の変更)

第10条 被貸与者は、戸別受信機に特別の設備を施し、又は変更を加えてはならない。

(修理、損傷又は亡失の届出)

第11条 被貸与者は、戸別受信機に故障が生じたときは、速やかに戸別受信機修理依頼届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 被貸与者は、戸別受信機を損傷し、又は亡失したときは、速やかに戸別受信機損傷（亡失）届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(返納の手続)

第12条 被貸与者は、転出等により戸別受信機が不要となったときは、戸別受信機返納届（第6号様式）を市長に提出し、戸別受信機を返納しなければならない。

(戸別受信機設置台帳の整備)

第13条 総括管理者は、戸別受信機の貸与状況を明らかにするため戸別受信機貸与台帳を備え付け、常に整理しておくものとする。

(雑則)

第14条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町防災行政用無線局（固定局）の運用要綱（平成13年西枇杷島町告示第36号）、清洲町防災行政無線局（同報系）運用要領（平成15年清洲町告示第21号）又は新川町防災行政用無線局（固定局）の運用要綱（昭和63年新川町訓令第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町戸別受信機運用管理要綱（平成19年春日町告示第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年9月30日訓令第26号）

附属資料

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年8月27日訓令第4号）

この訓令は、平成22年8月27日から施行する。

附 則（令和2年9月30日訓令第14号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第8条関係）

第3号様式（第9条関係）

第4号様式（第11条関係）

第5号様式（第11条関係）

第6号様式（第12条関係）

第1号様式(第5条関係)

防災行政無線放送依頼書

決 裁	市 長		総 責 任 者		管 責 任 者		通 信 取 扱 者		通 取 扱 者	
依 頼 者 (課 名)		氏名					電話			
		住所								
放 送 件 名										
依 頼 年 月 日		年 月 日 (曜 日)								
放 送 時 間		年 月 日 時 分 ~ 時 分 (曜 日) ※24 時間制で記入のこと								
放 送 区 分		A 一括放送 B 地区放送(地区名) C 指定放送(識別信号)								
放送文(放送文は簡潔に表現すること)										

1 放送日の3日前までに提出してください。 2 ※印欄は記入しないでください。						※ 処 理	通 信 番 号			
							担 当 者			

附属資料

第2号様式(第8条関係)

防災行政無線戸別受信機設置確認書

年 月 日

清須市長 様

住 所 清須市
氏 名
電話番号 () ー

このことについて、下記により戸別受信機の設置をしたことを確認します。

記

設 置 場 所	○ 上記現住所に同じ ○ ※異なる場合 清須市 番地
設置した部屋等	階の玄関・居間・廊下・事務室・その他()
製 造 番 号 外 部 アンテナ	戸別： 有・無 ※有の場合(ダイポールアンテナ・三素子八木アンテナ)

借用条件

- 1 戸別受信機等は、清須市の所有物であるので、決められた使用方法により、常に良好な状態で維持管理します。
- 2 戸別受信機等を他人に譲渡し、転貸し、又は担保に供しません。
- 3 戸別受信機等を故意により損壊したとき、及び紛失したときの修理代及び戸別受信機等価格相当額は、借主が負担します。
- 4 戸別受信機等を使用中、何か異常を発生したときは、直ちにその旨を危機管理部危機管理課まで報告します。
- 5 転出し、死亡し、又は自治会単位の転居をした場合は、戸別受信機を返還します。

附属資料

第3号様式(第9条関係)

戸別受信機設置変更届

年 月 日

清須市長 様

住 所 清須市
氏 名
電話番号 () —

戸別受信機設置に係る住所が変更になりましたので、下記のとおり届出します。

記

管 理 番 号		
製 造 番 号		
変 更 理 由	1 転 居 2 その他()	
変 更 前	住 所	清須市
	氏 名 (世帯主又は 代表者名)	
	電 話 番 号	—
	外部アンテナ	有 ・ 無
変 更 後	住 所	清須市
	氏 名 (世帯主又は 代表者名)	
	電 話 番 号	—
	外部アンテナ	有 ・ 無

附属資料

第 4 号様式(第 11 条関係)

戸別受信機修理依頼届

年 月 日

清須市長 様

住 所 清須市

氏 名

(世帯主又は代表者名)

電話番号 ー

下記のとおり、戸別受信機に故障が生じたので、修理していただきたく届出します。

記

設 置 場 所	清須市
設 置 年 月 日	年 月 日
故 障 内 容	

(注) 下記の欄は記入しないでください。

処 置 方 法			
処 置 年 月 日	年 月 日	管 理 番 号	
負 担 区 分		製 造 番 号	
備 考			

附属資料

第5号様式(第11条関係)

戸別受信機損傷(亡失)届

年 月 日

清須市長 様

住 所 清須市

氏 名

(世帯主又は代表者名)

電話番号 ー

下記のとおり、戸別受信機を損傷(亡失)したので届出します。

記

設 置 場 所	清須市
設 置 年 月 日	年 月 日
損 傷 (亡 失) 設 備 名	戸別受信機・屋外アンテナ・その他
損 傷 (亡 失) 理 由	

(注) 下記の欄は記入しないでください。

処 置 方 法			
処 置 年 月 日	年 月 日	管 理 番 号	
負 担 区 分		製 造 番 号	
備 考			

附属資料

第 6 号様式(第 12 条関係)

戸 別 受 信 機 返 納 届

年 月 日

清須市長 様

住 所 清須市
氏 名
(世帯主又は代表者名)
電話番号 ー

下記のとおり、戸別受信機が不要になりましたので、返納します。

記

設 置 場 所	清須市
返 納 理 由	1 転 出 2 その他()
管 理 番 号	(製造番号)
外 部 アンテナ	有 ・ 無

7 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成17年7月7日

条例第95号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）
- 第5章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

附属資料

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は、無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

附属資料

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年西枇杷島町条例第24号）、清洲町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年清洲町条例第26号）又は新川町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年新川町条例第31号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

- 3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年春日村条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年6月30日条例第75号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

8 清須市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成17年7月7日

規則第65号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第17条）
- 第5章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、清須市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年清須市条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別、生年月日
- （2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3） 障害の種類及び程度に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、

負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- （1）借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2）貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3）貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- （4）保証人となるべき者に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

- 2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（第4号様式）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（第5号様式。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（第8号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（第9号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（第11号様式）を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（第14号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第15号様式）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届（第16号様式）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年西枇杷島町規則第10号）、清洲町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年清洲町規則第3号）又は新川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年新川町規則第13号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年春日村規則第5号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年6月30日規則第57号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附属資料

第1号様式(第5条関係)

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女					
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日						
障害の部位			初診年月日	年 月 日						
既往症		既存障害	治癒年月日	年 月 日						
療養の内容及び経過										
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは、図解すること。)									
関節運動範囲	種類範囲									
	部位									
		右								
		左								
		右								
		左								
上記のとおり診断します。			郵便番号	電話番号	局番					
年 月 日	病院又は 所在地									
	診療所の 名称									
	診療担当									
	者 氏 名									

第2号様式(第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号		
被災日時		年 月 日 時		災害名				
被害の種類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害		被害場所				
返す方法		1 年賦 2 半年賦		いつまでに返せますか		年 月(回)		
借入申込者について	フリガナ							
	氏名				男 女		年 月 日生(歳)	
	フリガナ				郵便番号		電話番号	
	現住所		(方)		〒		局 番	
	本籍				勤務先の名称と所在地			
	職業							
	世帯の状況と収入		氏名	世帯主と続柄	年齢	健 否	職業	収入(月収)

附属資料

連帯保証人 (保証人が書いてください。)	氏名		男 女		年 月 日生(歳)				
	現住所			本籍地					
	職業		月収	円	申込者との関係		家族数	人	
	資産	土地	(1) 宅地 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²	勤務先	名称				
建物		(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²	所在地		電話局番				
この災害の前一年以内に被災したことの有無及びその状況					(有・無) (状況)				
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無					(有・無)				
資金の用途	資金の使い方総額			円	資金の内訳			合計	円
	に			円	災害援護資金で			円	
	に			円	手持資金で			円	
	に			円	その他()で			円	
被害の状況	被災時の具体的状況				負傷		全治		箇月
	住居の被害		(1) 全壊		(2) 半壊				
	被家財害の	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額		
		和だんす			婦人用腕時計				
整理だんす				畳(畳中で					

洋服だんす			畳が被害)		
鏡台			障子		
腰掛机			ふすま		
本箱・本だな					
食器戸だな			小計		
食卓・茶ぶ台			その他被害のあった家財		
げた箱					
照明器具			品名	現在購入に要する費用	被害額
じゅうたん					
扇風機					
石油ストーブ					
電気やぐらこたつ					
電気冷蔵庫					
電気・ガス炊飯器					
電気洗濯機					
電気掃除機					
ミシン					
電気アイロン					

附属資料

		自 転 車					
		テ レ ビ					
		ラ ジ オ					
		柱 時 計					
		目 覚 し 時 計				小 計	
		紳 士 用 腕 時 計				合 計	

上記のとおり災害援護資金を借り入letak申し込みます。

年 月 日

借入申込者 (印)

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 (印)

清須市長 様

第3号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

清須市長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦・半年賦
利 子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 御持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各一通

この通知の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、清須市長に対し異議申立てをすることができます。この通知による決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、清須市を被告として(清須市長が被告になります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3箇月を経過しても決定がないときは、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 4 号様式(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

様

清須市長



災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

この通知の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、清須市長に対し異議申立てをすることができます。この通知による決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、清須市を被告として(清須市長が被告になります。)提起できるとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から 3 箇月を経過しても決定がないときは、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第9条関係)

貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円

利 子 年3パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦

上記のとおり借用いたします。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律並びにこれに基づく政令、条例及び規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

㊦

住 所

保証人氏名

㊦

第 6 号様式(第 12 条関係)

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

借受人 住 所
氏 名

清須市長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

第7号様式(第13条関係)

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人住所

氏名

連帯保証人住所

氏名

清須市長 様

申請の理由 (具体的に)					
貸付けの 条 件	借入 金額	円		貸付 番号	
	据置 期間	1 3年 2 5年		希望 猶予 期間 等	第 月 ただし、 年 月 日 第 回償還以降
	償還 方法	1 年賦 2 半年賦			
	償還 期間	年 月 日から 年 月 日まで		変更 後の 償還 期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予 期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

第 8 号様式(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

清須市長



支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認と
なったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間 年 月 日から 箇月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

第 9 号様式(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

清須市長



支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

この通知の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、清須市長に対し異議申立てをすることができます。この通知による決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、清須市を被告として(清須市長が被告になります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から 3 箇月を経過しても決定がないときは、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 10 号様式(第 14 条関係)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名

清須市長 様

記

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの 違約金
		年 月 期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

第 11 号様式(第 14 条関係)

第 号
年 月 日

様

清須市長



違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

第 12 号様式(第 14 条関係)

第 号
年 月 日

様

清須市長



違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は、年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

この通知の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、清須市長に対し異議申立てをすることができます。この通知による決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、清須市を被告として(清須市長が被告になります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から 3 箇月を経過しても決定がないときは、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 13 号様式(第 15 条関係)

災害援護資金償還免除申請書

貸付番 号					
借受人 氏名			貸付けを 受けた日	年 月 日	貸金 付額 円
償還 方法	年賦・半年賦		償還 期限	年 月 日	償金 還額 円
免除 申請額	円(償還未済額の 全 部 一 部で 円)				
免除申請理由及び理由発生 年月日又は理由継続期間					
免 除 申 請 者	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係			職業	
	勤務先及び所在地				
借相 受人 又は その	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人と の続柄	
	職業			勤務先及 び所在地	
保 証 人	フリガナ			男・女	年 月 日生
	氏名				
	現住所			借受人と の関係	
	職業			勤務先及 び所在地	
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
免除申請者					
清須市長 様					

第 14 号様式(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

清須市長



災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金 利 子 違約金 合 計	円 円 円 円
償還を免除した額	元 金 利 子 違約金 合 計	円 円 円 円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元 金 利 子 違約金 合 計	円 円 円 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金が更に加算されます。

第 15 号様式(第 15 条関係)

第 号
年 月 日

様

清須市長



災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

この通知の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、清須市長に対し異議申立てをすることができます。この通知による決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、清須市を被告として(清須市長が被告になります。)提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から 3 箇月を経過しても決定がないときは、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 16 号様式(第 17 条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと。 1 住 所 変 更 2 改 姓 又 は 改 名 3 死 亡 又 は 行 方 不 明 4 そ の 他		(変更の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 連帯保証人 住 所 氏 名</p> <p>清須市長 様</p>				

(参考)規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生
	死亡した者の氏名				
	死亡した年月日	年 月 日	住所		
	死亡の状況(行方不明)	災害名		死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考	
支給に関する事項	支給日	年 月 日	支給場所		
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支給金額	
		住所			円
	先順位者の有無	有 ・ 無	同順位者の有無	有 ・ 無	
	先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無
備考	支給した職員				

(参考)規則第4条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票

			決定番号		
障 害 者 に 関 す る 事 項	フリガナ		男・女	年 月 日生	
	障害者の氏名				
	障害の原因となる 負傷又は疾病の状 態となった年月日	年 月 日	住所		
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所	
	障害の種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 医師の氏名 () ()		
障害の状況		法別表の該当事項(号)			
支 給 に 関 す る 事 項	支 給 日		支 給 制 有 限 事 由 に 該 当 無 の 有 無	有 (その事由) 無	
	支 給 場 所				
	支 給 金 額	円			
備 考	支給した職員				

9 清須市災害援護資金の貸付けに係る利子の補助金交付要綱

平成17年7月7日

告示第29号

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年清須市条例第95号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、貸し付けた災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）に対する利子補給に関し必要な事項を定めるものとする。

(利子補給の対象者)

第2条 災害援護資金の貸付けに対する利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付を受けることができる者は、条例の規定に基づき災害援護資金の貸付けを受けた者とする。

(利子補給金額)

第3条 利子補給金の交付額は、災害援護資金の償還の規定による元利金の利子の全額とする。
2 前項の補助は、償還の実績に応じて、速やかに支払うものとする。

(利子補給金の交付期間)

第4条 利子補給金の交付期間は、貸付けの年から10年以内とする。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、利子補給金の交付期間を延長することができる。

(利子補給金の交付申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、災害援護資金利子補給申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、利子補給金を交付することが適当であると認めるときは、その旨を災害援護資金利子補給金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

(利子補給金の交付)

第7条 補給金は、災害援護資金の償還に応じて、申請者に交付する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、利子補給金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町災害援護資金の貸付けに係る利子の補助金交付要綱（平成12年西枇杷島町告示第68号）、清洲町災害援護資金利子補給金交付要綱（平成12年清洲町告示第67号）又は新川町災害援護資金利子補給金交付要綱（平成15年新川町要綱第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお、従前の例による。

(春日町の編入に伴う経過措置)

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町災害援護資金の貸付けに係る利子の補助金交付要綱（平成20年春日町告示第18号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この

告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月29日告示第18号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日告示第54号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年2月8日告示第1号）

この告示は、平成23年2月8日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

第1号様式(第5条関係)

災害援護資金利子補給金申請書

年 月 日

清須市長 様

住所
申請者 氏名 (印)

清須市災害援護資金の貸付けに係る利子の補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

貸付番号			
対象者	氏名		
	住所		
	電話		
支払希望金融機関		預金種別	
		口座番号	
		口座名義	
備考			

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

様

清須市長



災害援護資金利子補給金交付決定通知書

さきに申請のありました災害援護資金利子補給金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

貸付番号			
対象者	氏名		
	住所		
支金融機 払関		預金種別	
		口座番号	
		口座名義	
備考			

10 清須市罹災証明書交付要領

平成17年7月7日

告示第30号

(趣旨)

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する地震、風水害等が発生した場合において、罹災証明書の交付を迅速かつ的確に行うため、この告示を定めるものとする。

(証明)

第2条 罹災証明は、災害対策本部において作成する罹災者台帳（第1号様式）に基づいて交付することができる。

2 罹災者台帳の作成に当たっては、証明事項について市職員等が別表に基づき調査し、及び確認しなければならない。

(対象被害)

第3条 罹災証明の対象とする被害は、地震、台風、集中豪雨、火事を始めとする法第2条第1号に規定する災害により発生した財産的被害とする。

(証明内容)

第4条 罹災証明の内容は、家屋の全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊又は準半壊に至らない（一部損壊）及び床上浸水又は床下浸水の被害の程度とする。

(申請)

第5条 申請は、罹災証明願（第2号様式）により、世帯主本人又は同一世帯に属する者が行わなければならない。ただし、代理人が本人から委任のある旨を疎明して申請することを妨げない。

(証明書の作成)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、罹災証明書（第3号様式）を交付するものとする。

2 前項の場合において、証明書の写しを保管する。

(再調査の申請等)

第7条 罹災証明書の交付を受けた者は、当該罹災証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、市長に対し、再調査を申請することができる。

2 前項の規定による申請を行う者は、罹災証明に係る被害認定再調査申請書（第4号様式）に必要事項を記入し、従前に交付を受けた罹災証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、再調査を行うものとする。この場合において、市長は、被害の程度の確認等に必要な写真等の資料について、当該申請を行った者に提出を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による再調査の結果、被害の程度について修正することが適当であると認めるときは、当該修正を行った罹災証明書を交付するものとする。

(手数料)

第8条 証明手数料は、無料とする。

(保存)

第9条 関係書類の保存期間は、永年とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前のり災証明書交付要領（平成13年西枇杷島町告示第63号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町り災証明書交付要領（平成20年春日町告示第19号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年6月30日告示第55号）

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（令和2年8月11日告示第63号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年8月17日から施行する。

2 改正後の清須市罹災証明書交付要領の規定は、令和2年8月17日以後に申請される罹災証明書について適用し、同日前に申請された罹災証明書については、なお従前の例による。

(清須市税条例第51条の規定による市民税（個人に対する県民税を含む。）に係る減免の認定基準及び減免額についての一部改正)

3 清須市税条例第51条の規定による市民税（個人に対する県民税を含む。）に係る減免の認定基準及び減免額について（平成17年清須市告示第12号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清須市税条例第71条の規定による固定資産税及び都市計画税に係る減免の認定基準及び減免額についての一部改正)

4 清須市税条例第71条の規定による固定資産税及び都市計画税に係る減免の認定基準及び減免額について（平成17年清須市告示第13号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清須市災害見舞金等支給要綱の一部改正)

5 清須市災害見舞金等支給要綱（平成17年清須市告示第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清須市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付事務取扱要綱の一部改正)

- 6 清須市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書交付事務取扱要綱（平成22年清須市告示第38号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清須市災害対策本部要綱の一部改正)

- 7 清須市災害対策本部要綱（平成24年清須市告示第11号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(清須市被災者生活再建支援金支給要綱の一部改正)

- 8 清須市被災者生活再建支援金支給要綱（平成30年清須市告示第39号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和3年9月26日告示第119号）

- 1 この告示は、令和3年9月28日から施行する。
- 2 改正後の清須市罹災証明交付要領の規定は、令和3年9月28日以後に申請される罹災証明書について適用し、同日前に申請された罹災証明書については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

被害等判定基準

被害種類		判定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのあるものとし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊し、流失し、埋没し、若しくは焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも

		する。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家はその居住のための基本的機能を一部喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	準半壊に至らない（一部損壊）	住家が準半壊に至らない程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。
浸水被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、半壊、準半壊若しくは準半壊に至らない（一部損壊）には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

(注)

- (1) 住家とは、現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 非住家とは、住家以外の建物で他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (3) 棟とは、一つの建築物をいう。母屋より延べ床面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が従属している場合は同一棟とみなす。また、渡り廊下のように、二つ以上の母屋に従属しているものは折半して、それぞれを母屋の附属物とみなす。
- (4) 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう（同一家屋の親子夫婦であ

っても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。）。

- (5) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (6) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

第1号様式(第2条関係)

罹 災 者 台 帳

台帳No.

記入者責任者

[年 月 日災害 罹災証明No.]

罹災場所	清須市					
	(マンション等の名称)					
	TEL() —					
罹災世帯状況	続柄	氏名	性別	生年月日	年齢	被害の状況
	世帯主		男・女	・	・	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
			男・女	・	・	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
			男・女	・	・	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
			男・女	・	・	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
			男・女	・	・	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
			男・女	・	・	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> 重傷 <input type="checkbox"/> 軽傷
家屋被害状況	[所有関係] <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家					
	[罹災程度] <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊) <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水					
応急救助	<input type="checkbox"/> 避難所	[]	<input type="checkbox"/> 医療	[]	<input type="checkbox"/> 埋葬	[]
	<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅	[]	<input type="checkbox"/> 助産	[]	<input type="checkbox"/> 遺体の検索	[]
	<input type="checkbox"/> 食品給与	[]	<input type="checkbox"/> 救出	[]	<input type="checkbox"/> 遺体処理	[]
	<input type="checkbox"/> 飲料水	[]	<input type="checkbox"/> 住宅応急修理	[]	<input type="checkbox"/> 障害物の除去	[]
	<input type="checkbox"/> 生活必需品	[]	<input type="checkbox"/> 学用品	[]		
救済等	<input type="checkbox"/> 災害弔慰金の支給状況		<input type="checkbox"/> 生活福祉貸付けの状況		<input type="checkbox"/> 市税等の減免状況	
	<input type="checkbox"/> 災害障害見舞金の支給状況		<input type="checkbox"/> 市災害見舞金・弔慰金の贈呈状況			
	<input type="checkbox"/> 災害援護資金貸付けの状況		<input type="checkbox"/> 義援金の配布状況			
特記事項(通勤・通学先等)						
現在の連絡先					TEL() —	

第2号様式(第5条、第6条関係)

罹災証明交付申請書

年 月 日

(宛先) 清須市長 様

[申請者]

住所

TEL() ー

現在の連絡先

TEL() ー

氏名

罹災者との関係 本人 代理人

このたび、 年 月 日に発生した により家屋が、罹災しましたので、下記のとおり証明書の交付を申請します。

記

罹災場所	清須市 (マンション等の名称)				
罹災家屋所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名) <input type="checkbox"/> 貸家				
罹災者 (世帯状況)	世帯主との続柄	氏名	性別	生年月日	年齢
	世帯主		男・女	・	
			男・女	・	
			男・女	・	
			男・女	・	
			男・女	・	
必要枚数等	必要枚数 枚(使用目的/提出先)				
受取場所	<input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 郵送(申請書住所)				

第3号様式（第6条関係）

（罹災証明No. ）

罹 災 証 明 書

世 帯 主 住 所			
世 帯 主 氏 名			
世 帯 構 成 員	氏 名	続 柄	年 齢
		世帯主	

罹 災 原 因	年 月 日 の による
---------	-------------

被 災 住 家 ※ の 所 在 地	愛知県清須市
住 家 ※ の 被 害 の 程 度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない（一部損壊）
浸 水 の 被 害 の 程 度	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備 考	この証明は、生活の本拠である家屋に被害を受けたものに限られ、災害救助の一環として本市が確認でき得る罹災程度について証明するものです。 なお、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
-----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

清須市長



第4号様式（第7条関係）

罹災証明に係る被害認定再調査申請書

年 月 日

（宛先）清須市長 様

[申請者]

住所

TEL () —

現在の連絡先

TEL () —

氏名

罹災者との関係 本人 代理人

年 月 日に交付を受けた罹災証明書について、下記の理由により被害認定の再調査を申請します。また、再調査の結果、被害の程度について修正があった場合は、再度罹災証明書を交付してください。

記

再調査の対象	別紙「罹災証明書」記載の住家
罹災家屋所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家（所有者名 ） <input type="checkbox"/> 貸家
申請理由	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
必要枚数等	必要枚数 枚（使用目的／提出先 ）
受取場所	<input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 郵送（申請者住所）

11 清須市被災者生活再建支援金支給要綱

平成30年9月1日

告示第39号

(趣旨)

第1条 この告示は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯であつて、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）による支援の対象とならない世帯に対して支給する清須市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「半壊解体・敷地被害解体世帯」という。）
 - ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）
 - エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。）（以下「大規模半壊世帯」という。）
 - オ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。）（以下「中規模半壊世帯」という。）
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給する支援金をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）が住宅の被害の程度及び住宅の再建方法に応じて実施する再建事業（以下「再建事業」という。）に対し、支援金を支給するものとする。

- 2 支援金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、加算支援金は、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者（以下「申請者」という。）は、被災者生活再建支援金支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票その他の申請者の世帯が居住する住宅の所在及び当該世帯の構成が確認できるもの
- (2) 罹災証明書
- (3) 住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書（第2条第2号イに該当する申請者に限る。）
- (4) 宅地の応急危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書（第2条第2号イに該当する申請者であって、住宅の敷地に被害を受けたものに限る。）
- (5) 長期避難世帯に該当する旨の証明書（第2条第2号ウに該当する申請者に限る。）
- (6) 住宅を建設、購入、補修又は賃貸借を行ったことを示す申請者又は申請者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画（加算支援金の支給を申請する場合に限る。）
- (7) 振込口座の通帳の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(支給の申請期間)

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により期間内に申請することが困難であると認めるときは、期間を延長することができる。

(支給の決定等)

第6条 市長は、第4条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに支援金の支給を決定し、被災者生活再建支援金支給決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めるときは被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(再建事業の変更)

第7条 前条の規定による支援金の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、再建事業の内容に変更（中止及び廃止を含む。）が生じた場合は、速やかに被災者生活再建支援金変更（廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、被災者生活再建支援金変更（廃止）承認通知書（第5号様式）により支給決定者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 支給決定者は、再建事業が完了したときは、当該再建事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は支援金の支給決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日

までに、被災者生活再建支援金再建状況報告書（第6号様式）に申請内容どおりに住宅の再建が完了したことが分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（支援金の額の確定）

第10条 市長は、前条の報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支給すべき支援金の額を確定し、被災者生活再建支援金支給額確定通知書（第7号様式）により支給決定者に通知するものとする。

（支給決定の取消し及び支援金の返還）

第11条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取消し、又は既に支給した支援金の全部若しくは一部を被災者生活再建支援金返還請求書（第8号様式）により返還させることができる。

- （1） 偽りその他の不正の手段により、支援金の支給決定又は支給を受けたとき。
- （2） 第4条の申請内容どおりに住宅が再建されなかったとき。
- （3） 第9条に定める期日までに、被災者生活再建支援金再建状況報告書が提出されなかったとき。
- （4） その他市長が支援金を支給することが適当でないとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消したときは、被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（第9号様式）により、支給決定者に通知するものとする。

（雑則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年9月1日から施行する。
（清須市災害見舞金等支給要綱の一部改正）
- 2 清須市災害見舞金等支給要綱（平成17年清須市告示第28号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（令和2年8月11日告示第63号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年8月17日から施行する。
附 則（令和3年9月26日告示第120号）
- 1 この告示は、令和3年9月28日から施行する。
- 2 改正後の清須市被災者生活再建支援金支給要綱の規定は、令和3年9月28日以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、同日前に発生した自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	基礎支援金		加算支援金	
	住宅の被害程度	基礎支援金の額	住宅の再建方法	加算支援金の額
複数世帯	全壊世帯 半壊解体・敷地被害 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
	中規模半壊世帯	0円	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃貸	25万円
単数世帯	全壊世帯 半壊解体・敷地被害 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃貸	37万5,000円
	大規模半壊世帯	37万5,000円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃貸	37万5,000円
	中規模半壊世帯	0円	建設・購入	75万円
			補修	37万5,000円
			賃貸	18万7,500円

備考

- 1 複数世帯とは自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいい、単数世帯とは自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 2 住宅の再建方法が複数に該当する場合の加算支援金にあつては、当該額が最も高いものを適用する。

(表)

第1号様式 (第4条関係)

被災者生活再建支援金支給申請書

年 月 日

清須市長 様

清須市被災者生活再建支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

申請者

㊞

世帯主以外の方が申請する場合はその理由

支 給 番 号

1 被災時の世帯の状況について記入してください。

(1) 単数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください。(単数・複数)

(2) 世帯主の氏名

(ふりがな)

(3) 被災した住宅の住所

〒

2 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	

3 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名	支店名等	種別	口座番号
	本店 支店 出張店	普通・当座	

4 住宅の被害状況を○で囲んでください。

被害状況	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難 大規模半壊 中規模半壊
------	---------------------------------

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由

(裏)

5 申請する支援金等について記入してください。

(1) 申請する基礎支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

※ 初めて申請する方は必ず記入してください。2回目以降は特に必要ない限り空欄のまままで結構です。

区 分	今回申請 (A)		受給済 (B)		添付書類
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全 壊	100 万円	75 万円			住民票の写し り災証明書 預貯金通帳の写し その他 ()
半壊解体・敷地被害解体	100 万円	75 万円			
長期避難	100 万円	75 万円			
大規模半壊	50 万円	37.5 万円	50 万円	37.5 万円	
			申請額 (A - B)		万円

(2) 申請する加算支援金について、該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請 (C)		受給済 (D)		添付書類	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯		
全壊 半壊解体・敷 地被害解体 長期避難 大規模半壊	建設・購入	200 万円	150 万円		契約書の写し その他 ()	
	補修	100 万円	75 万円			
	賃貸住宅 (公営住 宅入居者を除く。)	50 万円	37.5 万円	50 万円		37.5 万円
中規模半壊	建設・購入	100 万円	75 万円	100 万円		75 万円
	補修	50 万円	37.5 万円			
	賃貸住宅 (公営住 宅入居者を除く。)	25 万円	18.75 万円	25 万円		18.75 万円
			申請額 (C - D)		万円	

注) 1 添付書類は、該当するものを○で囲んでください (その他の場合は、() 内に書類名も記入してください)。

2 それぞれの支援金について、複数の区分に該当する場合は、それらのうち高いほうの額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を申請額の欄に記入してください。

以下市記入欄

災害名及び発災日	
世帯員数の確認	単数 複数
被害状況の認定	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難 大規模半壊 中規模半壊
解体状況の確認	

申請 受付 印	
---------------	--

第2号様式（第6条関係）

被災者生活再建支援金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給します。

記

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給方法 口座振込

第3号様式（第6条関係）

被災者生活再建支援金支給却下決定通知書

第 号
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金について、下記の理由により申請を却下することに決定しましたので通知します。

記

（理由）

第4号様式（第7条関係）

被災者生活再建支援金変更（廃止）承認申請書

年 月 日

清須市長 様

申請者 ㊤

年 月 日付け第 号で交付決定された被災者生活再建支援金について、下記のとおり変更（廃止）したいので、清須市被災者生活再建支援金支給要綱第7条の規定に基づき、申請します。

記

1 変更（廃止）の内容

2 変更（廃止）の理由

第5号様式（第8条関係）

被災者生活再建支援金変更（廃止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金変更（廃止）承認申請について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

1 変更（廃止）の内容

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

清須市長 様

申請者

㊟

被災者生活再建支援金再建状況報告書

年 月 日付け第 号で支給決定のあった被災者生活再建支援金について、住宅の再建が完了しましたので下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅再建の完了日
- 2 住宅の再建方法
- 3 添付書類
別添のとおり

第7号様式（第10条関係）

被災者生活再建支援金支給額確定通知書

第 号
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付けで申請のあった被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給額を確定しましたので通知します。

記

支給決定額

円

第8号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

清須市長



被災者生活再建支援金返還請求書

年 月 日付け第 号で支給決定しました被災者生活再建支援金について、下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返 還 額 円

3 返還の期限 年 月 日

4 返還の方法

第9号様式（第11条関係）

被災者生活再建支援金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

清須市長



年 月 日付け 第 号で支給決定通知をしました被災者生活再建支援金について、下記のとおり支給決定の全部（一部）を取り消します。

記

一部支給決定取消し後の支給額 円

（取消しの理由）

12 避難情報伝達文（例文）

● 警戒レベル3・高齢者等避難伝達文

【チャイム（上り）】

こちらは こうほうきよすです。

※〇〇時〇〇分、〇〇地区に洪水に関する、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
 〇〇川が注意を要する水位になりましたので、高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅などに避難してください。
 なお、ハザードマップを確認の上、自宅が浸水しても安全な高さの部屋がある方は、自宅で避難しても構いません。

繰り返しお知らせします。

（※の繰り返し）

以上、こうほうきよすでした。

【チャイム（上り）】

● 警戒レベル4・避難指示伝達文

【サイレン（避難信号）後】

警戒レベル4、避難指示発令。

こちらは こうほうきよすです。

※〇〇時〇〇分、〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
 〇〇川が氾濫する恐れのある水位に到達しましたので、〇〇地区の方は、避難場所や安全な親戚・知人のお宅などに今すぐ避難してください。
 なお、ハザードマップを確認の上、自宅が浸水しても安全な高さの部屋がある方は、自宅で避難しても構いません。
 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。速やかに全員避難を開始してください。
 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高い所に避難してください。

繰り返し、お知らせします。

（※の繰り返し）

以上、こうほうきよすでした。

● 警戒レベル5・緊急安全確保伝達文

【サイレン（避難信号）後】

※警戒レベル5・緊急安全確保発令。

警戒レベル5・緊急安全確保発令。

こちらは、こうほうきよすです。

※〇〇時〇〇分、〇〇地区に対して洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。

（氾濫状況により、①～④を選択する。）

【①河川氾濫が切迫している場合】

〇〇地区で〇〇川堤防から水があふれだし氾濫が発生しているおそれがあります。

【②河川氾濫（越水）を確認した場合】

〇〇地区で〇〇川堤防から水があふれだし氾濫が発生しています。

【③河川氾濫（堤防決壊）を確認した場合】

〇〇地区で〇〇川堤防が決壊し、氾濫が発生しています。

【④内水氾濫を確認した場合】

〇〇地区で用水路があふれだし、内水氾濫が発生しています。

周囲は危険な状況です。自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。

繰り返しお知らせします。

（※の繰り返し）

以上、こうほうきよすでした。

● 警戒レベル3・高齢者等避難解除伝達文

【上りチャイム】

こちらは、こうほうきよすです。

※〇〇川の水位が、基準水位を下回りましたので、これまでお知らせしておりました、警戒レベル3・高齢者等避難は解除します。

繰り返しお知らせします。

(※の繰り返し)

以上、こうほうきよすでした。

【下りチャイム】

● 警戒レベル4・避難指示解除伝達文

【上りチャイム】

こちらは、こうほうきよすです。

※〇〇川の水位が、基準水位を下回りましたので、これまで発令されていた警戒レベル4・避難指示を解除します。

繰り返しお知らせします。

(※の繰り返し)

以上、こうほうきよすでした。

【下りチャイム】

● 警戒レベル5・緊急安全確保解除伝達文

【上りチャイム】

こちらは、こうほうきよすです。

※〇〇川の氾濫が、治まりましたので、これまで発令されていた警戒レベル5、緊急安全確保を解除します。

繰り返しお知らせします。

(※の繰り返し)

以上、こうほうきよすでした。

【下りチャイム】

13 防災関係機関連絡先

機関名	所在地	連絡窓口	電話番号
愛知県			052-961-2111
防災安全局災害対策課	名古屋市中区三の丸3-1-2	災害対策グループ	052-951-3800 無線⑧-600-2512
災害対策本部	名古屋市中区三の丸3-1-2	広報部広報班	052-971-7104 無線⑧-600-1364
尾張県民事務所	名古屋市中区三の丸2-6-1	防災安全課	052-961-1474 無線⑧-602-2432
尾張建設事務所	名古屋市中区三の丸2-6-1	維持管理課	052-961-4419 無線⑧-602-2725
清須保健所	清須市春日振形129	総務企画課	052-401-2100 無線⑧-8116-31
西枇杷島警察署	清須市西枇杷島町弁天32-2	警備課	052-501-0110
指定地方行政機関			
東海財務局	名古屋市中区三の丸3-3-1	総務部総務課	052-951-1772
東海農政局	名古屋市中区三の丸1-2-2	企画調整室	052-201-7271
中部地方整備局	名古屋市中区三の丸2-5-1	企画部防災課	052-953-8357
中部経済産業局	名古屋市中区三の丸2-5-2	総務企画部総務課	052-951-2683
中部運輸局	名古屋市中区三の丸2-2-1	総務部安全防災・ 危機管理課	052-952-8049
名古屋地方気象台	名古屋市千種区日和町2-18	防災グループ	052-751-5124
自衛隊			
陸上自衛隊第10師団 (守山駐屯地)	名古屋市守山区守山3-12-1	防衛班	052-791-2191 無線⑧-8230-33
陸上自衛隊第35普通科連隊 (守山駐屯地)	名古屋市守山区守山3-12-1	-	052-791-2191 無線⑧-8230-34
指定公共機関			
西日本電信電話 株式会社 名古屋支店	名古屋市中区大須4-9-60 NTT上前津ビル	設備部災害対策室	052-291-3226
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東海支社	名古屋市東区東桜1-1-10 アーバンネット名古屋ビル	ネットワーク部 災害対策室	052-968-7938 (災害時052-968-2889)
KDDI 株式会社 中部総支社	名古屋市西区名駅2-27-8	管理部	052-747-8071
名古屋西郵便局	名古屋市西区天神山町4-5	-	052-523-8621
日本放送協会 名古屋放送局	名古屋市東区東桜1-13-3	企画総務部	052-952-7282
中部電力 株式会社 中村営業所(旧清須市区域) 北営業所(旧春日町区域)	名古屋市中村区太閤通7-32 名古屋市北区御成通4-8	-	052-740-6995 052-916-1267

機関名	所在地	連絡窓口	電話番号
東海旅客鉄道 株式会社	名古屋市中村区名駅1-3-4	東海鉄道事業本部 管理部総務課	052-564-2442
東邦瓦斯 株式会社 一宮営業所	一宮市音羽1-1-13	-	0586-73-0101
稲沢SC(旧春日町区域)	稲沢市高御堂1-4-22	-	0587-32-4196
美和SC(旧清須市区域)	あま市木田申尾10-1	-	052-442-5732
指定地方公共機関			
社団法人 愛知県医師会 (西名古屋医師会)	名古屋市中区栄4-14-28 北名古屋市九之坪白山39	地域医療第一課 -	052-241-4138 0568-23-8416
名古屋鉄道 株式会社 西部支配人室 須ヶ口駅	岐阜県岐阜市吉野町3-1 清須市須ヶ口1725	運転担当課 駅長室	058-262-0337 052-400-2174
株式会社 東海交通事業 城北線(枇杷島駅)	清須市西枇杷島町七畝割108-13	事務室	052-501-1453
社団法人 愛知県トラック協会(尾 西支部)	稲沢市赤池居道町89-1	尾西トラック輸送サービス センター内	0587-23-3811
一部事務組合等			
西春日井広域事務組合 (西消防署)	北名古屋市井瀬木狭場15 清須市西田中白山88	総務課 通信指令室 総務課	0568-22-2511 無線⑧-8334-31 052-409-2119 無線⑧-8335-31
五条広域事務組合	清須市阿原向北55	-	052-401-1181
公共的団体その他防災上重要な施 設の管理者			
名古屋市上下水道局 北配水事務所	名古屋市中村区城屋敷町2-6-1	-	052-411-2511
愛知県建設業協会	名古屋市中区栄3-28-21	-	052-242-4191
西春日井農業協同組合	北名古屋市西之保南若11	-	0568-23-4001
市商工会	清須市清洲1-6-1	-	052-400-3008
市社会福祉協議会	清須市一場古城604-15 (清洲総合福祉センター内)	-	052-401-0031

14 災害救助法施行細則

昭和40年10月29日

規則第60号

改正 昭和42年06月12日規則第35号	昭和42年10月30日規則第55号
昭和43年09月04日規則第56号	昭和44年10月06日規則第49号
昭和45年10月14日規則第90号	昭和46年10月13日規則第79号
昭和48年02月23日規則第02号	昭和48年11月16日規則第73号
昭和49年02月20日規則第07号	昭和49年12月02日規則第94号
昭和49年12月13日規則第99号	昭和50年11月21日規則第81号
昭和51年09月22日規則第82号	昭和52年09月05日規則第70号
昭和53年09月27日規則第79号	昭和54年07月02日規則第49号
昭和55年07月23日規則第45号	昭和56年07月08日規則第64号
昭和57年06月21日規則第47号	昭和58年09月19日規則第49号
昭和59年10月17日規則第82号	昭和60年10月07日規則第77号
昭和60年12月25日規則第87号	昭和61年10月08日規則第75号
昭和62年08月28日規則第72号	昭和63年07月18日規則第56号
平成元年08月30日規則第62号	平成02年09月12日規則第61号
平成03年07月31日規則第56号	平成04年08月12日規則第72号
平成05年09月29日規則第74号	平成06年09月14日規則第81号
平成07年10月09日規則第76号	平成10年03月30日規則第47号
平成10年09月11日規則第82号	平成11年11月12日規則第104号
平成12年03月31日規則第77号	平成12年07月21日規則第125号
平成13年01月05日規則第01号	平成14年03月01日規則第07号
平成14年09月27日規則第76号	平成14年10月29日規則第79号
平成15年06月03日規則第72号	平成16年04月20日規則第47号
平成17年06月21日規則第63号	平成18年05月23日規則第61号
平成19年08月14日規則第50号	平成22年06月04日規則第38号
平成24年06月01日規則第39号	平成27年05月29日規則第42号
	平成28年06月24日規則第55号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第2条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第4条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第9条の救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度厚生労働大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

1部改正〔平成12年規則77号・13年1号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第6条 規則第1条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第8条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第2
- 3 公用変更令書 様式第3
- 4 公用取消令書 様式第4
（受領書）

第7条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。
（強制物件台帳）

第8条 第6条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。
（受領調書）

第9条 規則第2条第3項の受領調書は、様式第6による。

- 2 当該吏員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。
（損失補償請求書）

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。
（従事命令に関する公用令書等）

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 公用令書 様式第8
- 2 公用取消令書 様式第9
（受領書に関する規定の準用）

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。
（救助従事者台帳）

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳（様式第10）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。
（従事不能の場合の届出）

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届（様式第11）に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

- 1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。
ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書
- 2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書
（実費弁償の程度）

第15条 法第24条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第2のとおりとする。
（実費弁償請求書）

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。
（身分を示す証票）

第17条 法第27条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第14条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第14条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第3のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

救助の種類等		救助の程度及び方法		救助の期間
		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額	
収容施設 の 供 与	避難所	<p>1 避難所には、災害のため現に損害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>2 避難所の供与は、原則として学校、公民館等の既存建物を利用して行うものとするが、これらの適当な建物を得ることができない場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して行うものとする。</p>	<p>避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設炊事場、仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 基本額 1人1日当たり320円</p> <p>(2) 加算額 ア 高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する施設を設置する場合 高齢者等への特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費</p> <p>イ 冬季（10月から3月まで）の場合 別に定める額</p>	<p>避難所を開設する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
	応急仮設住宅	<p>1 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し又は流失し、居住する住家のない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。</p> <p>3 高齢者等であつて、日常生活上特別な配慮を必要とするものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設を応急仮設住宅として設置することができる。</p> <p>4 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これに収容することができる。</p>	<p>1 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29・7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、原材料費、労務費、附帯工事費、輸送費、事務費等すべての経費を含み2,660,000円以内とする。</p> <p>2 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置する場合において、居住者の集会等に利用するための施設を設置するときは、当該施設の1施設当たりの規模及びその設置のため支出する費用は、1にかかわらず別に定める。</p>	<p>応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限内とする。</p>

炊出し その他 による 食品の 給与及 び飲料 水の供 給	炊出し その他 による 食品の 給与	<p>1 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が損害を受けて炊事のできない者及び住家が損害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものとする。</p> <p>2 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることでできる現物によるものとする。</p>	<p>炊出しその他による食品の給与のため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費、機械、器具及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費並びに雑費並びに握り飯、調理済み食品、パン、弁当等の購入費とし、1人1日当たり1,110円以内とする。</p>	<p>炊出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給することがある。</p>																																									
	飲料水 の供給	<p>飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p>	<p>飲料水の供給のため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																																									
被服、寝具その他 生活必需品の給 与又は貸与	<p>1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水（土砂のたい積等により1時的に居住することができない状態となつたものを含む。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料</p>	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。</p> <p>(1) 住家の全壊、全焼又は流失により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th> <th>夏季(4月から 9月まで)</th> <th>冬季(10月から3 月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,400円</td> <td>30,400円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>23,700円</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>34,900円</td> <td>55,000円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>41,800円</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>53,000円</td> <td>80,900円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯 以上</td> <td>53,000円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に7,800円を 加算した額</td> <td>80,900円に、 世帯人員が5人 を超えて1人を 増すごとに11,100 円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により損害を受けた世帯</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯 区分</th> <th>夏季(4月か ら9月まで)</th> <th>冬季(10月か ら3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,000円</td> <td>9,800円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,100円</td> <td>12,700円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,100円</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>14,700円</td> <td>21,400円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>18,600円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>6人世帯 以上</td> <td>18,600円 に、世帯人員 が5人を超え て1人を増す</td> <td>27,000円 に、世帯人員 が5人を超え て1人を増す</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯 区分	夏季(4月から 9月まで)	冬季(10月から3 月まで)	1人世帯	18,400円	30,400円	2人世帯	23,700円	39,500円	3人世帯	34,900円	55,000円	4人世帯	41,800円	64,300円	5人世帯	53,000円	80,900円	6人世帯 以上	53,000円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に7,800円を 加算した額	80,900円に、 世帯人員が5人 を超えて1人を 増すごとに11,100 円を加算した額	季別 世帯 区分	夏季(4月か ら9月まで)	冬季(10月か ら3月まで)	1人世帯	6,000円	9,800円	2人世帯	8,100円	12,700円	3人世帯	12,100円	18,000円	4人世帯	14,700円	21,400円	5人世帯	18,600円	27,000円	6人世帯 以上	18,600円 に、世帯人員 が5人を超え て1人を増す	27,000円 に、世帯人員 が5人を超え て1人を増す	<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
		季別 世帯 区分	夏季(4月から 9月まで)	冬季(10月から3 月まで)																																									
		1人世帯	18,400円	30,400円																																									
		2人世帯	23,700円	39,500円																																									
		3人世帯	34,900円	55,000円																																									
		4人世帯	41,800円	64,300円																																									
		5人世帯	53,000円	80,900円																																									
		6人世帯 以上	53,000円に、 世帯人員が5 人を超えて1 人を増すごと に7,800円を 加算した額	80,900円に、 世帯人員が5人 を超えて1人を 増すごとに11,100 円を加算した額																																									
		季別 世帯 区分	夏季(4月か ら9月まで)	冬季(10月か ら3月まで)																																									
		1人世帯	6,000円	9,800円																																									
2人世帯	8,100円	12,700円																																											
3人世帯	12,100円	18,000円																																											
4人世帯	14,700円	21,400円																																											
5人世帯	18,600円	27,000円																																											
6人世帯 以上	18,600円 に、世帯人員 が5人を超え て1人を増す	27,000円 に、世帯人員 が5人を超え て1人を増す																																											

			ごとに2,600 円を加算し た額	ごとに3,500 円を加算した 額	
			(3) 船舶の遭難等により損害を受けた世帯その都度厚生労働大臣に協議して決定する額		
医療及び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合には、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤及び治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護</p>	<p>医療のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班による場合 使用した薬剤及び治療材料並びに破損した医療器具の修繕等の実費</p> <p>(2) 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額</p> <p>(3) 施術者による場合 協定料金の額</p>		<p>医療を実施する期間は、災害発生日から14日以内とする。</p>
	助産	<p>1 助産は、災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	<p>助産のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合 慣行料金の8割に相当する額</p>		<p>助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>

附属資料

<p>災害にかかった者の救出</p>	<p>災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者に対して捜索を行い、救出をするものとする。</p>	<p>災害にかかった者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
<p>災害にかかった住宅の応急修理</p>	<p>1 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>2 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理のため支出する費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費等すべての経費を含み、1世帯当たり576,000円以内とする。</p>	<p>災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。</p>
<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯の世帯員であつて、具体的な事業計画を持ち、成業の見込みが確実であつて、かつ、償還能力のあるものに対して行うものとする。</p>	<p>生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるものとし、その貸与額は、一件（一世帯）当り生業費については30,000円以内、就職支度費については15,000円以内とする。なお、貸与の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(一) 貸与期間 二年以内</p> <p>(二) 利子 無利子</p> <p>(三) 担保 連帯保証人一人</p>	<p>生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一箇月以内に完了するものとする。</p>
<p>学用品の給与</p>	<p>1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。）により、学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程が特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をい</p>	<p>学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 教科書代 教科書の実費</p> <p>(2) 文房具費及び通学用品費 小学校児童1人当たり 4,300円 中学校生徒1人当たり 4,600円 高等学校等生徒一人当たり 5,000円</p>	<p>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了するものとする。</p>

	<p>う。以下同じ。) に対して行うものとする。</p> <p>2 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>(1) 教科書(小学校児童及び中学校生徒に対して給与する場合にあつては教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材であつて、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものをいい、高等学校等生徒に対して給与する場合にあつては正規の授業で使用する教材をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 文房具</p> <p>(3) 通学用品</p>		
埋葬	<p>1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的な処理程度のものを行うものとする。</p> <p>2 埋葬は、次の範囲内において、原則として現物をもつて実際に埋葬を行う者に対し、給付するものとする。</p> <p>(1) 棺(附属品を含む。)又は棺材</p> <p>(2) 火葬又は土葬</p> <p>(3) 骨つぼ及び骨箱</p>	<p>埋葬のため支出する費用は、輸送費及び賃金職員等雇上費を含み、次の額の範囲内とする。</p> <p>満12歳以上の者1体当たり210,400円</p> <p>満12歳未満の者1体当たり168,300円</p>	<p>埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の搜索	<p>死体の搜索は、災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p>	<p>死体の搜索のため支出する費用は、舟艇その他搜索に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。なお、検案は、原則として救護班により行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検索</p>	<p>死体の処理のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 1体当たり3,400円</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額(ドライアイスの購入等が必要な場合にあつては、その購入費等として当該地域における通常の実費を加算した額)</p> <p>ア 既存建物を利用する場合 施設の借上費として当該地域における通常の実費</p> <p>イ 既存建物を利用することがで</p>	<p>死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>

		<p>きない場合 1体当たり5,300円（輸送費及び賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>(3) 検案のための費用 救護班により行うことができない場合には、当該地域における慣行料金の額</p>	
障害物の除去	<p>障害物の除去は、災害によって土石、竹木等が居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して行うものとする。</p>	<p>障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他除去に必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。</p>	<p>障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。</p>
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出	<p>応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支出する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被災者の避難の場合 (2) 救済用物資の整理及び配分の場合 (3) 飲料水の供給の場合 (4) 医療及び助産の場合 (5) 災害にかかった者の救出の場合 (6) 死体の捜索の場合 (7) 死体の処理の場合</p>	<p>応急救助のため支出する輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p>	<p>応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を実施する期間は、当該救助の実施期間とする。</p>

別表第2（第15条関係）

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額
以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県
条例第3号）第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号）別表第1の1による一般職員相当額以内

別表第3（第19条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
<p>法第24条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者（以下「協力者」という。）</p>	<p>1 8,800円。ただし、この額が、その者の基準収入額を下回るときは、原則として、基準収入額に相当する額とするが、最高額は、14,100円とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者で、事故の発生した日において、他に生計のみちがなく主として協力者の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、前項の金額に、第1号に該当する扶養親族については433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円（協力者に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については367円）を、それぞれ加算して得た額</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 配偶者 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 身体又は精神に著しい障害がある者で終身労務に服することができないもの <p>3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額</p>

様式第1

(第6条関係)

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">物資保管</td> <td style="padding: 2px;">第</td> <td style="padding: 2px;">号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="margin-top: 10px;">災害救助法第26条第1項の規定により、次のとおり物資の保管を命 じます。</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種 類</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 20%;">保 管 場 所</th> <th style="width: 15%;">保 管 期 間</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	物資保管	第	号	種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">物資保管</td> <td style="padding: 2px;">第</td> <td style="padding: 2px;">号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">受 領 書</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">印</p> <p style="margin-top: 10px;">公用令書を受領しました。</p>	物資保管	第	号
物資保管	第	号																									
種 類	数 量	保 管 場 所	保 管 期 間	備 考																							
物資保管	第	号																									

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第2

(第6条関係)

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">物資保管</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">第</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設管理</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">土地 家屋 使用</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">物資</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="margin-left: 40px;">災害救助法第26条第1項の規定により、次のとおり管理します。</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類 名称</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 10%;">所在場所</th> <th style="width: 10%;">範 囲</th> <th style="width: 10%;">期 間</th> <th style="width: 10%;">引渡期間</th> <th style="width: 10%;">引渡場所</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td style="text-align: center;">・ ・</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	物資保管	第	号	施設管理	土地 家屋 使用	物資	種類 名称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡期間	引渡場所	備 考							・ ・								・ ・								・ ・		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">物資保管</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">第</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">施設管理</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">土地 家屋 使用</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">物資</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">受 領 書</p> <p style="margin-left: 40px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">印</p> <p style="margin-top: 10px;">公用令書を受領しました。</p>	物資保管	第	号	施設管理	土地 家屋 使用	物資
物資保管	第			号																																									
施設管理																																													
土地 家屋 使用																																													
物資																																													
種類 名称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡期間	引渡場所	備 考																																						
						・ ・																																							
						・ ・																																							
						・ ・																																							
物資保管	第	号																																											
施設管理																																													
土地 家屋 使用																																													
物資																																													

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

附属資料

様式第3

(第6条関係)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 変 更 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第26条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日 第 号)を、次のとおり変更しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更前の処分の内容</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">変更後の処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	変更前の処分の内容	変更後の処分の内容			<table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">公用変 更令書</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 印</p> <p style="margin-top: 20px;">公用変更令書を受領しました。</p>	公用変 更令書	第 号
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容						
公用変 更令書	第 号						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第4

(第6条関係)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (名称及び 代表者氏名)</p> <p>災害救助法第26条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日 第 号)を取り消しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <p>注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">公用 取消令書</td> <td style="text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 印</p> <p style="margin-top: 20px;">公用取消令書を受領しました。</p>	公用 取消令書	第 号
公用 取消令書	第 号		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

様式第5

(第8条関係)

強 制 物 件 台 帳									
公 用 令 書	物 資 保 管		第 号				年 月 日		
	物 資 収 用								
	施 設 管 理								
	土 地 家 屋 物 資	使 用							
所有者の住所及び氏名(名称及び代表者氏名)									
占有者の住所及び氏名(名称及び代表者氏名)									
公用令書の内容	種 類 名 称	数 量	保管場所 又は所在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 期 日	引渡場所	備 考	
								
変更事項及びその理由								
取 消 理 由									
損 失 補 償	種 類 名 称	請 求 額	請 求 年 月 日	請 求 者	補 償 額	補 償 年 月 日	備 考		
					

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

受 領 調 書			
<p>災害救助法第26条第1項の規定により^{収用}使用する物資を、次のとおり受領しました。</p> <p>よつて、受領調書2通を作成し、それぞれ1通を所持するものとします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <p>受領者</p> <p>愛知県事務(技術)吏員</p> <p>氏 名 印</p> <p>物資の所有者又は占有者</p> <p>氏 名 印</p> </div>			
公 用 令 書	物資収用 物資使用	第 号	年 月 日
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

受 領 調 書

災害救助法第 26 条第 1 項の規定により^{収用}_{使用}する物資を、次のとおり受領しました。

よって、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。

年 月 日

受領者

愛知県事務（技術）吏員

氏 名 印

物資の所有者又は占有者

氏 名 印

公 用 令 書	物資収用	第 号	年 月 日
	物資使用		
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規A4とする。

様式第7

(第10条関係)

受 領 調 書			
<p>災害救助法第26条第1項の規定により^{収用}使用する物資を、次のとおり受領しました。</p> <p>よつて、受領調書2通を作成し、それぞれ1通を所持するものとします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <p>受領者</p> <p>愛知県事務(技術)吏員</p> <p>氏 名 印</p> <p>物資の所有者又は占有者</p> <p>氏 名 印</p> </div>			
公 用 令 書	物資収用 物資使用	第 号	年 月 日
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

損 失 補 償 請 求 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
氏 名 印
〔名称及び
代表者氏名〕

災害救助法第 26 条第 2 項において準用する同法第 23 条の 2 第 3 項の規定による
損失補償として、下記の金額を請求します。

請求金額 円

請求理由

公 用 令 書	物 資 保 管	第 号	年 月 日
	物 資 収 用		
	施 設 管 理		
	土 地 家 屋 使 用 物 資		

添付資料

- 1 算出明細書
- 2 受領調書（写し）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附属資料

様式第8

(第11条関係)

(表)

<div style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 従事命令 第 号 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">公 用 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 職 業 氏 名</p> <p style="text-align: center;">生 年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">〔名 称 及 び〕 〔代表者氏名〕</p> <p>災害救助法第24条第1項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛知県知事 氏 名 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">従事する業務</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従事する期間</td> <td style="text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで 日間</td> </tr> <tr> <td>出頭する日時及び場所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table>	従事する業務		従事する場所		従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	出頭する日時及び場所		備考		<div style="text-align: right; border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> 従事命令 第 号 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">受 領 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛知県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 職 業 氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: right;">〔名 称 及 び〕 〔代表者氏名〕</p> <p style="margin-top: 20px;">公用令書を午前 時 分受領しました。</p>
従事する業務											
従事する場所											
従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間										
出頭する日時及び場所											
備考											

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

(裏)

	公用令書の交付を受けた者の心得
	<ol style="list-style-type: none"> 1 この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、記名押印のうえ、直ちに知事に提出してください。 2 あなたは、この令書を持って指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。 3 あなたが負傷、病気等により指定の日時に出席できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。 4 あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。 5 あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により6月以下の懲役又は5万円以下の罰金に処せられます。

様式第9

(第11条関係)

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">取消従事 命令第 号</div> 公 用 取 消 令 書 住 所 職 業 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 災害救助法第24条第1項の規定による処分(公用令書 年 月 日 第 号)を取り消しました。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">取消従事 命令第 号</div> 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 印 公用取消令書を受領しました。
---	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">取消従事 命令第 号</div> 公 用 取 消 令 書 住 所 職 業 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 災害救助法第 24 条 1 項の規定による処分(公用令書 年 月 日 第 号)を取り消しました。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">取消従事 命令第 号</div> 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名) 印 公用取消令書を受領しました。
--	---

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A5の2枚接続とする。

救 助 従 事 者 台 帳						
公 用 令 書		第 号		年 月 日		
従事者	住 所			職 業		
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)			生年月日		
従 事 する 業 務						
従 事 する 場 所						
従 事 する 期 間 年 月 日 から 年 月 日 まで 日間						
出 頭 する 日 時 及 び 場 所						
公 用 令 書 取 消 理 由						
負 傷、病 気、死 亡 事 故 発 生 の 日 時 及 び 場 所						
事 故 発 生 の 原 因 及 び 状 況						
傷 病 名、傷 病 の 程 度 及 び 身 体 の 状 況						
備 考						
事故発生 のとき、本 人と親族 関係にあ つた主な 者の状況	氏 名	本人との 続 き 柄	生 年 月 日	職 業	備 考	
			・	・		
			・	・		
			・	・		
実 費 弁 償	実 費 弁 償 の 内 訳			支 給 日 年 月 日	備 考	
	日 当	超 過 勤 務 手 当	旅 費 計			
	円	円	円	円	・	・
扶 助 金	扶 助 金 の 種 類		金 額	支 給 年 月 日	備 考	
			円	・	・	
				・	・	
				・	・	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

救 助 従 事 者 台 帳							
公 用 令 書		第	号	年 月 日			
従事者	住 所			職 業			
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)			生年月日			
従 事 す る 業 務							
従 事 す る 場 所							
従 事 す る 期 間							
年 月 日 から 年 月 日 まで 日間							
出 頭 す る 日 時 及 び 場 所							
公 用 令 書 取 消 理 由							
負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所							
事故発生の原因及び状況							
傷病名、傷病の程度及び身体の状況							
備 考							
事故発生するとき、本人と親族関係にあった主な者の状況		氏 名	本人との 続 き 柄	生年月日	職業	備 考	
				・	・		
				・	・		
				・	・		
				・	・		
実 費 弁 償		実 費 弁 償 の 内 訳			支 給 日 年 月 日	備 考	
		日 当	超 過 勤 務 当 手	旅 費			計
		円	円	円	円		・
扶 助 金		扶 助 金 の 種 類		金 額	支 給 年 月 日	備 考	
				円	・	・	
					・	・	
					・	・	
					・	・	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第11

(第14条関係)

従 事 不 能 届		
		年 月 日
愛知県知事 殿		
		住 所
		職 業
		氏 名
		印
		年 月 日生
(名称及び 代表者氏名)		
<p>災害救助法第24条第1項の規定による公用令書（年 月 日従事命令第 号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事するこ とができないので、関係書類を添えてお届けします。</p>		
記		
理由		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

従 事 不 能 届

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
職 業
氏 名

印

年 月 日生

〔名称及び
代表者氏名〕

災害救助法第 24 条第 1 項の規定による公用令書（ 年 月 日従事命令第 号）
の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事することができ
ないので、関係書類を添えてお届けします。

記

理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">実 費 弁 償 請 求 書</p>			
			<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">愛知県知事 殿</p>			
			<p style="margin: 0;">住 所</p>
			<p style="margin: 0;">職 業</p>
			<p style="margin: 0;">氏 名</p>
			<p style="margin: 0;">印</p>
<p style="margin: 0;">(名称及び 代表者氏名)</p>			
<p style="margin: 0;">災害救助法第24条第5項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。</p>			
<p style="margin: 0;">請求金額</p>		<p style="margin: 0;">円</p>	
<p style="margin: 0;">公 用 令 書</p>	<p style="margin: 0;">従 事 命 令</p>	<p style="margin: 0;">第 号</p>	<p style="margin: 0;">年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">従事した業務</p>			
<p style="margin: 0;">従事した場所</p>			
<p style="margin: 0;">従事した期間</p>	<p style="margin: 0; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで 日間</p>		
<p style="margin: 0;">添付書類</p> <p style="margin: 0; padding-left: 20px;">算出明細書</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

実 費 弁 償 請 求 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
職 業
氏 名 印
〔名称及び
代表者氏名〕

災害救助法第 24 条第 5 項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。

請求金額 円

公 用 令 書	従 事 命 令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から 日間 年 月 日まで		

添付資料
算出明細書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第13

(第17条関係)

(表)

第 号
証 票
所 属 職 名 氏 名
上記の者は、災害救助法第 27 条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。
なお、この証票の有効期限は、 年 月 日までとする。 年 月 日交付
愛知県知事 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

災害救助法抜すい
第 27 条 前条第 1 項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事は、当該吏員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせることができる。
2 都道府県知事は、前条第 1 項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該吏員に該当物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。
3 前 2 項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。
4 当該吏員が第 1 項又は 2 項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この証票は、有効期限が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第14

(第18条関係)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">療養 障害 遺葬 打</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">扶助金支給申請書</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> </div> </div>						
<p style="margin: 0;">愛知県知事 殿</p>						
<p style="margin: 0;">住所</p> <p style="margin: 0;">氏名 印</p>						
<p style="margin: 0;">災害救助法第29条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。</p>						
<p>申請金額 円</p>						
公用令書	第	号	年	月	日	
従事者又は協力者	住所		職業			
	氏名		生年月日	・	・	
従事又は協力していた救助業務						
事故発生の日時及び場所						
事故発生の原因及び状況						
傷病名、傷病の程度及び身体の状況						
療養又は休業を要する見込期間						
事故発生のとき、本人と親族関係にあつた主な者の状況		氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考
				・	・	
				・	・	
				・	・	

添付書類

算出明細書

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

受 領 調 書

災害救助法第26条第1項の規定により^{収用}使用する物資を、次のとおり受領しました。

よつて、受領調書2通を作成し、それぞれ1通を所持するものとします。

年 月 日

受領者

愛知県事務(技術)吏員

氏 名 印

物資の所有者又は占有者

氏 名 印

公 用 令 書	物資収用	第 号	年 月 日
	物資使用		
種類及び数量			
受領年月日	年 月 日		
受領場所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

療養 休業 障害 遺族 葬祭 打切						
扶 助 金 支 給 申 請 書						
年 月 日						
愛知県知事 殿						
住 所 氏 名 印						
災害救助法第 29 条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。						
申請金額 円						
公 用 令 書	第	号	年 月 日			
従事者又は協力者	住 所		職 業			
	氏 名		生年月日	・	・	
従事又は協力していた救助業務						
事故発生の日時及び場所						
事故発生の原因及び状況						
傷病名、傷病の程度及び身体の状況						
療養又は休養を要する見込期間						
事故発生のとき、本人と親族関係にあった主な者の状況		氏 名	本人との続 き 柄	生年月日	職 業	備 考
				・	・	
				・	・	
				・	・	
添付資料 算出明細書						

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

15 災害救助法の適用基準

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市（区）、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市（区）町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市（区）町村の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 〃
15,000 〃	30,000 〃	50 〃
30,000 〃	50,000 〃	60 〃
50,000 〃	100,000 〃	80 〃
100,000 〃	300,000 〃	100 〃
300,000 〃		150 〃

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市（区）町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯数以上に達したとき（第2号）。

市（区）町村の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 〃
15,000 〃	30,000 〃	25 〃
30,000 〃	50,000 〃	30 〃
50,000 〃	100,000 〃	40 〃
100,000 〃	300,000 〃	50 〃
300,000 〃		75 〃

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市（区）町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

（注）適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、

床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。

- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。
- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、四囲の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上をいう。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・ 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

16 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領

県警察本部交通規制課

第1 趣旨

災対法第76条第1項の規定により、都道府県公安委員会は当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

また、大震法第24条の規定により、強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、避難路又は緊急輸送路を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、制限することができることとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。以下同じ。）及び大震法第24条に規定する緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）については都道府県知事又は都道府県公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることとなる。

しかしながら、阪神淡路大震災等の経験にかんがみると、災害時には確認のための膨大な事務手続等に対する処理能力が十分確保できない状態が予想され、地震防災応急対策活動又は災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務処理を省力化、効率化することが必要とされることである。

したがって、この要領は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第12条第1項の規定に基づく緊急通行車両等として使用されているものであることの確認について、公安委員会が当該車両の需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査（以下「事前届出」という。）を行う場合の処理及び確認手続について、必要な事項を定めるものとする。

第2 災害対策基本法の規制に基づく緊急通行車両に係る取扱い

1 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施するものである。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う災対法施行令第33条第1項の規定に基づく、確認の対象となる車両は、同令第32条の第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (2) 愛知県地域防災計画に基づく指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の申請

ア 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会に申請することとする。

ウ 申請書類

輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）及び様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通とする。

(2) 届出済証の交付等

ア 審査

公安委員会は、申請に係る車両が緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行うものとし、審査は、次の要件について行うものとする。

(ア) 第2の2に該当すること。

(イ) 第2の2(1)の計画に係る車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあつては、輸送人員又は品名）及び車両の使用者等が適正であること。

イ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、様式第1の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

ウ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申し出があつたときは、届出済証の再交付を行うものとし、この場合において届出済証に再度朱書するものとする。

エ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に妥当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証を返還させなければならない。

オ 事前届出の処理経過

警察本部に様式第2の緊急通行車両等事前届出受理簿（以下「届出済証交付簿」という。）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

4 確認

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 届出済証の交付を受けている車両について確認申請があつた場合は、他に優先して確認を行うものとする。この場合においては、確認のため必要な審査は省略するものとする。

イ 確認申請においては、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の添付を省略し、すでに交付されている届出済証とともに、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3の緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載させるものとする。

ウ 届出済証による確認申請は、県、警察本部、警察署、交通検問所において行うことができるものとする。

エ 緊急通行車両であることの確認を行った場合は、災対法施行規則別記様式第3の標章及び同規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認

- ア 緊急通行車両であることの確認申請は当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を疎明する書類を添付の上、当該車両の使用者に様式第3の緊急通行車両等確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出して行うものとする。
- イ 確認申請及び緊急通行車両であることの確認は、県、警察本部、警察署、交通検問所において、実施するものとする。
- ウ 確認申請の要件については、第2の2を準用する。
- エ 確認行為を行った場合は、4(1)エを準用する。
- オ 警察本部又は警察署等は、様式第4の緊急通行車両等確認申請受理簿を備え付け、緊急通行業務の経過を明らかにしておくものとする。

第3 大震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 大震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため大震法施行令第12条第2項の規定に基づく緊急輸送車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

2 事前届出の対象とする車両

業務計画に基づき事前届出の対象となる車両は、次のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 警戒宣言発令時において大震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として大震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画のある車両であること。

なお、同項では、地震防災応急対策は次の事項について行うものとされている。

- ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- カ 緊急輸送の確保に関する事項
- キ 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃・防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- ク その他地震災害の発生又は軽減を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用

第2の3から第2の4までの規定は大震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出及び確認等に準用する。この場合において、4(1)イ中「災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対法施行規則」という。）別記様式第3の緊急通行車両確認証明書」とあるのは、「大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震法施行規則」という。）別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書」と、同(1)エ中「災対法施行規則別記様式第2の標章及び同規則別記様式第3の緊急通行車両確認証明書」とあるのは、「大震法施行規則別記様式第6の標章及び同規則別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書」と、同(2)イ中「災対法第76条第1項」とあるのは、「大震法第24条」と読み替えるものとする。

第4 大震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

大震法第24条の規定に基づく緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、大震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなす。

17 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

18 愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の14第1項の規定に基づき、愛知県（以下「甲」という。）は、防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を名古屋市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定による甲の区域内の市町村に対する消防の支援に関する事務
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第46条第2項及び第50条第2項の規定による災害予防及び災害応急対策の実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務
- (3) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第4条の規定による特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止のために必要な施策の実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会（ヘリコプターの運航に関する連絡調整等が行われ、並びに甲、甲の区域内の市町村並びに当該市町村の消防の一部事務組合及び広域連合から構成される協議会をいう。）における協議により定める事務

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。
2 前項ただし書の費用の額及び支払の時期は、甲及び乙が協議して定める。

(経理)

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にしなければならない。

(会議)

第5条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。

(財産の使用)

第7条 甲は、甲の管理する財産であって乙と協議して定めるものを、委託事務の管理及び執行の用に供するため、乙に無償で使用させるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

19 愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区

分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。
(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

別記様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

殿

要 請 者
市町村等名
職・氏名

印

応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定書第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
被 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の 種別及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	

20 愛知県消防広域応援基本計画

第1章 総則

1 目的

本基本計画は、愛知県内（以下「県内」という。）の市町村、消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合及び消防を含む広域連合（以下「市町村等」という。）において大規模もしくは特殊な災害の発生によって、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、愛知県内広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）に基づく応援要請、応援消防部隊の派遣及び消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定めるものである。

2 用語の定義

(1) 要請側消防機関

大規模災害等の発生した県内の市町村等の消防機関で、消防隊の応援を要請又は要請しようとする消防機関をいう。

(2) 応援側消防機関

消防隊の応援を実施又は実施しようとする消防機関をいう。

(3) 代表幹事消防機関

代表として副代表幹事消防機関との連絡調整を行う消防機関をいう。

(4) 副代表幹事消防機関

尾張又は三河地域の地域内ブロック幹事消防機関の代表として代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関との連絡調整を行う消防機関をいう。

(5) ブロック幹事消防機関

ブロック内消防機関の協議により選出され、ブロックの代表として副代表幹事消防機関、他のブロック幹事消防機関及びブロック内の消防機関との連絡調整を行う消防機関をいう。

3 災害の種別

応援要請にかかる災害の種別は、次に掲げる災害とする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害

(2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災

(3) 航空機災害、列車事故等の大事故災害

(4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

4 応援要請を必要とする災害規模

応援要請を必要とする災害規模は、原則として、その市町村等の保有する消防力（近隣市町村等の応援による消防力を含む。）によっても災害の防ぎよが困難又は困難が予想される場合とする。

5 ブロックの設定

応援時の消防機関相互の情報連絡及び応援要請を迅速かつ円滑に行うため、消防機関を次表のとおり5ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事消防機関を置くものとする。

地域別	ブロック別	消 防 機 関 名
尾張地域	名古屋ブロック 1 消 防 機 関	名古屋市消防局
	尾張ブロック 13 消 防 機 関	一宮市消防本部、瀬戸市消防本部、春日井市消防本部、 犬山市消防本部、江南市消防本部、小牧市消防本部、 稲沢市消防本部、尾張旭市消防本部、岩倉市消防本部、 豊明市消防本部、長久手市消防本部、 西春日井広域事務組合消防本部、丹羽広域事務組合消防本部
	海部・知多ブロック 11 消 防 機 関	津島市消防本部、愛西市消防本部、蟹江町消防本部、 海部東部消防組合消防本部、海部南部消防組合消防本部、 知多中部広域事務組合消防本部、常滑市消防本部、 東海市消防本部、大府市消防本部、知多市消防本部、 知多南部消防組合消防本部
三河地域	西三河ブロック 6 消 防 機 関	岡崎市消防本部、豊田市消防本部、西尾市消防本部、 幸田町消防本部、尾三消防本部、 衣浦東部広域連合消防局
	東三河ブロック 5 消 防 機 関	豊橋市消防本部、豊川市消防本部、蒲郡市消防本部、 新城市消防本部、田原市消防本部

・設楽町、東栄町及び豊根村は、消防事務を新城市に委託

6 代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関

(1) 代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関の指名代表幹事消防機関は、愛知県消防長会（以下「消防長会」という。）の会長職にある消防機関、副代表幹事消防機関は、消防長会の副会長職にある消防機関とし、それぞれ任務する期間は、消防長会の会長、副会長の任期の期間とする。

なお、必要がある場合は、これを変更することができるものとする。

また、代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関は、次表のとおりとする。

	消 防 機 関 名
代表幹事消防機関	名古屋市消防局
副代表幹事消防機関	海部東部消防組合消防本部 岡崎市消防本部
ブロック幹事消防機関	
名古屋ブロック幹事消防機関	名古屋市消防局
尾張ブロック幹事消防機関	一宮市消防本部
海部・知多ブロック幹事消防機関	海部東部消防組合消防本部
西三河ブロック幹事消防機関	衣浦東部広域連合消防局
東三河ブロック幹事消防機関	豊橋市消防本部

(2) 代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関の任務

広域消防相互応援に関し、代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関が果たす任務は、概ね次のとおりとする。

ア 代表幹事消防機関

(ア) 平常時に行う主な事項

- a 応援部隊編成計画作成時の調整に関する事。
- b 愛知県防災局消防保安課（以下「消防保安課」という。）との連絡調整及び情報交換に関する事。
- c 副代表幹事消防機関との連絡調整に関する事。
- d その他必要な事項

(イ) 発災時に行う主な事項

- a 情報伝達等の中継に関する事。
- b 愛知県防災局消防保安課との連絡調整に関する事。
- c その他必要な事項

イ 副代表幹事消防機関

(ア) 平常時に行う主な事項

- a 応援部隊編成計画作成時の調整に関する事。
- b 代表幹事消防機関との連絡調整及び情報交換に関する事。
- c ブロック幹事消防機関との連絡調整に関する事。
- d その他必要な事項

(イ) 発災時に行う主な事項

- a 情報伝達等の中継に関する事。
- b 代表幹事消防機関との連絡調整に関する事。
- c 代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関に事故等がある場合に、その任務を代行すること。
- d その他必要な事項

ウ ブロック幹事消防機関

(ア) 平常時に行う主な事項

- a 応援部隊編成計画作成時の調整に関する事。
- b 副代表幹事消防機関及びブロック内の各消防機関との連絡調整に関する事。
- c その他必要な事項

(イ) 発災時に行う主な事項

- a 派遣消防隊の調整に関する事。
- b 応援要請及び情報伝達等の中継に関する事。
- c その他必要な事項

第2章 事前計画

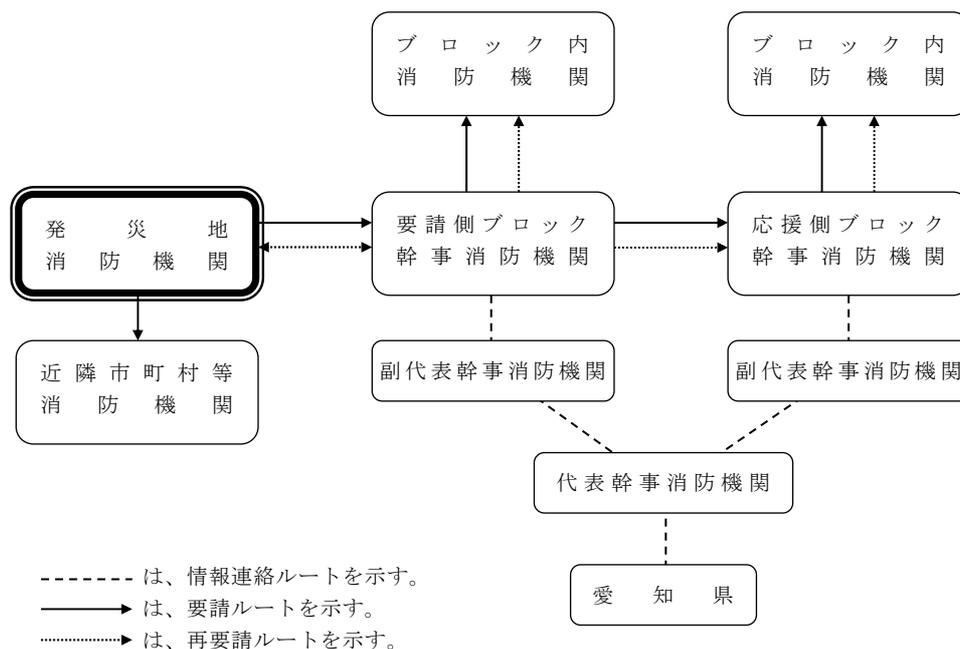
1 情報連絡体制

大規模若しくは特殊な災害に対して、迅速かつ適正で効率的な消防広域応援活動を実施するには、早期に情報を入手することが必要不可欠なことから、次により要請側消防機関から応援側消防機関に至る情報連絡体制を確立し、応援活動の迅速化を図るものとする。

(1) 情報連絡

ア 情報連絡系統

消防機関間の情報連絡系統は、次のとおりとする。



イ 情報連絡窓口

各消防機関の情報連絡窓口は、別表1のとおりとする。なお、窓口の変更が生じた場合は、速やかに防災局消防保安課へ連絡するものとする。消防保安課は、各消防本部へ周知する。

(2) 情報連絡方法

情報連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線によるものとするが、有線等途絶あるいはふくそう時等は、消防無線愛知県内共通波により行うものとする。また、緊急消防援助隊の支援情報共有ツールも利用を可能とする。

(3) 情報連絡内容

情報連絡内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害種別（林野火災、危険物火災、列車事故等）
- エ 災害状況（現況、拡大予想）
- オ 応援要請状況（近隣応援、ブロック応援）
- カ 人的、物的被害状況

キ その他必要な事項

2 応援部隊編成計画

応援要請に迅速に対応するため、応援部隊編成計画を次により樹立するものとする。

(1) 応援部隊数

ア 応援部隊は、消火隊、救助隊、救急隊、特殊災害隊及び特殊装備隊に区分して編成する。

イ 応援隊総数は、原則として、次表のとおりとする。

ただし、緊急消防援助隊愛知県大隊として出動している場合は、この限りではない。

ウ 災害の状況により、はしご隊等のその他特殊隊が必要な場合は、ブロック幹事消防機関及び応援側消防機関の協議により派遣する。

要請 応援	名古屋	尾張	海部・知多	西三河	東三河	緊急消防救助隊 愛知県隊登録隊数 H27.4.1 ※
名古屋		42	42	42	42	70
尾張	38	38	38	38	38	50
海部・知多	30	30	30	30	30	44
西三河	35	35	35	35	35	50
東三河	15	15	15	15	15	21
計	118	160	160	160	160	235

※ 毒劇物等対応隊等の重複、愛知県登録分を除く。

(2) 各消防機関の応援可能隊

各消防機関の応援可能隊は別表2のとおりとする。

なお、各消防機関は、応援可能隊に変動が生じた場合は、速やかに防災局消防保安課へ連絡するものとする。消防保安課は、各消防本部へ周知する。

ただし、緊急消防援助隊愛知県大隊として出動している場合は、この限りではない。

(3) 応援部隊編成要領

各消防機関は、応援隊を円滑かつ的確に運用するため、概ね次の要領により、協定に基づく応援部隊の編成計画を樹立しておくものとする。

また、ブロック幹事消防機関は、以下に示す隊を応援隊として事前に把握することとする。

ア 各消防機関の応援可能隊は、別表2に示す隊とする。

イ 同一消防機関の応援隊が複数の場合は、原則として同一部隊で編成する。

ウ 応援部隊規模は、概ね応援隊3～5隊を1小隊、3～4小隊を1中隊、2中隊を1大隊として編成する。

なお、各小隊、中隊、大隊の指揮者は、応援側ブロック幹事消防機関を中心とした消防機関の協議によって指名する。

3 通信体制の確立

各消防機関は、災害現場における無線運用を円滑に行うために、概ね次の事項に留意して通信体制を確立しておくものとする。

(1) 任務分担等による通信系統体制の確立

(2) 無線中継体制の確立及び無線難聴地域の把握

- (3) 県内共通波、全国共通波無線及び400MHz帯携帯無線機の整備
- (4) 関係機関保有無線の利用
- (5) 支援情報共有ツールの利用

4 補給体制の確立

各消防機関は、大規模災害が発生した場合若しくは災害活動が長期に及ぶ場合に備えて、概ね次により消防部隊に対する食料、燃料等補給物資の円滑な補給体制を市町村等と協議して確立しておくものとする。

- (1) 食料、燃料等物資の調達に関する業者等との協定
- (2) 消防活動が長期化した場合の応援隊の宿泊施設として学校、体育館等多数の人員を収容することができる施設の確保

第3章 発災段階

1 要請側消防機関の対応

(1) 覚知

協定第3条の規定に基づく災害が発生したことを覚知した時点で次に掲げる処置をとる。

ア 災害状況の把握

災害状況の把握は、次の事項について行うものとする。

- (ア) 災害の発生日時
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害の状況（現況、拡大予想）
- (エ) 人的、物的被害の状況
- (オ) 地形あるいは市街地の状況等
- (カ) その他応援要請に必要な情報

イ 災害状況の連絡

覚知した災害状況は、情報連絡体制（第2章1）により行う。

ウ 非常警備の発令

災害の規模等から非常警備体制をとる必要があると判断される場合は、直ちに非常警備を発令し、消防職団員の非常招集等の必要な措置をとる。

エ 応援要請準備

応援要請準備は、次の事項の確認を行うものとする。

- (ア) 指揮体制
- (イ) 無線通信体制
- (ウ) 補給体制
- (エ) 宿泊施設
- (オ) 部隊編成計画
- (カ) その他必要な事項

(2) 応援要請

協定に基づく応援要請は、次により行うものとする。

ア 応援要請基準

応援側消防機関への要請基準は、次表に示す順位で応援要請を行うものとする。ただし、災害状況によって要請側消防機関の消防長又は市町村の長が特に必要と認める場合は、要請順位を越えることができるものとする。

なお、緊急消防援助隊愛知県大隊の派遣等によって、自己の消防力が低下する場合は、協定に基づく相互応援を考慮する。

防機関の長と調整し、必要と認められる場合は再要請を行う。

(ウ) 副代表幹事消防機関

副代表幹事消防機関は、応援に関する情報等を代表幹事消防機関に中継（連絡）を行う。

(エ) 代表幹事消防機関

代表幹事消防機関は、愛知県防災局消防保安課に応援に関する情報等の連絡を行う。

(オ) 応援側ブロック幹事消防機関

応援側ブロック幹事消防機関は、要請側ブロック幹事消防機関による応援要請の中継（連絡）によりブロック内応援側消防機関に応援出場の中継（連絡）を行う。

ウ 応援要請時の通報事項

応援要請の通報は、応援要請を決定した時点で通報する要請即報事項と、応援側の受諾が判明した時点において通報する要請詳報事項に区分して、概ね次の事項について行うものとする。

なお、通報には可能な限り様式1及び様式2を活用することとし、緊急消防援助隊の支援情報共有ツールも活用を可能とする。

(ア) 要請即報事項（様式1）

要請即報に必要な事項は、発災段階において即報している災害情報事項で再度通報の必要のあるもののほか概ね次の事項とする。

- a 災害の発生日時
- b 災害の発生場所
- c 要請側消防機関名
- d 要請者（事務連絡担当者）の氏名
- e 災害の状況（現況、拡大予想）
- f 人的、物的被害の状況
- g 地形あるいは市街地の状況等
- h 応援予想期間
- i 応援部隊の任務概要
- j 必要とする応援隊数
- k その他必要な事項

(イ) 要請詳報事項（様式2）

要請詳報に必要な事項は、災害情報及び要請即報で通報した事項で再度通報の必要あるもののほか概ね次の事項とする。

- a 応援部隊の到着希望時間及び応援予想期間
- b 必要とする応援隊数、資機材の種別及び概数
- c 集結場所又は現地事務連絡担当者待機場所
- d 応援隊の任務
- e 使用無線系統波
- f 指揮本部位置及び指揮本部長名
- g 道路交通、地形等の状況
- h その他必要な事項

(ウ) その他

要請即報及び要請詳報の通報後、更に連絡が必要な事項がある場合は、要請側及び応援側消防機関若しくはブロック幹事消防機関相互間において、随時連絡を行うものとする。

エ 情報交換

各消防機関は、災害情報、要請即報及び要請詳報以外で情報が必要な場合、随時情報交換に努めるものとする。

(3) 応援隊運用要領

要請側消防機関は、次により応援部隊を有効に活用し、円滑な消防活動を実施する。

ア 現地指揮本部の強化

現地指揮本部には、作戦班、指揮連絡班、情報班、広報班等を配置するものとし、指揮本部要員については応援隊からの応援を得ることも考慮しておくものとする。

イ 応援隊の指揮

(ア) 応援部隊への指揮は、現地指揮本部長が応援部隊の指揮者に行う。

(イ) 応援部隊内の指揮は、現地指揮本部長の指示内容に基づき応援部隊の指揮者が行う。

ウ 部隊運用

(ア) 応援部隊の運用は、原則として同一消防機関単位で運用する。

(イ) 現地指揮本部長は、部隊の増強、交代等に備え予備隊の確保に努めるものとする。

エ 応援隊到着時の処置

(ア) 事務連絡担当者により応援隊を誘導させる。

(イ) 応援部隊の指揮者に、次の内容を指示する。

- a 応援隊の任務及び防ぎょ担当区域
- b 使用無線系統
- c 事務連絡担当者の職、氏名
- d その他活動上必要な事項

(ウ) 保有の資機材、無線機等を必要に応じて貸与する。

2 応援側消防機関の対応

(1) 覚知

ア 応援にかかる事前検討

応援側消防機関は、要請側消防機関から情報連絡を受けた場合、概ね次の事項について検討を行うものとする。

(ア) 応援出場の可否の検討

(イ) 応援内容の検討

(ウ) 応援必要資機材の検討

(エ) 補充消防力の検討

(オ) 再要請の対応の検討

(カ) その他必要な事項

イ 応援準備

災害情報の検討結果により応援隊派遣が必要と判断される場合は、概ね次の措置を行うものとする。

(ア) 事前計画の確認

事前計画に基づき概ね次の事項を確認する。

- a 応援隊編成（再要請への対応を含む）
- b 必要資機材等の点検、準備
- c 応援部隊指揮者
- d 応援隊間の連絡体制
- e その他必要事項

(イ) 警防体制の確認

応援出場による消防力の低下を防ぐため、概ね次の事項を確認する。

- a 消防隊の移動配備
- b 予備車の運用
- c 消防職員・団員の招集（再要請への対応を含む）
- d その他必要な事項

(2) 応援出場の決定通知

応援出場が決定された場合には速やかに要請先へ通知するものとし、連絡系統は要請系統の流れの逆ルートで行うものとする。

(3) 応援出場

ア 応援隊の派遣は、事前計画に基づき残留警備体制の確認を行った後、概ね次の事項に留意して行うものとする。

(ア) 指揮者は、隊員、車両、資機材、無線機、個人装備及び部隊装備の確認と点検を行うとともに、要請内容を全員に周知し出場するものとする。

(イ) 風水害、地震にあつては、飲料水、食料、燃料、資機材等の災害現場での確保が特に困難な状況下であり、長期間の活動も予想されるので、可能な限り携行し出動するものとする。

(ウ) 緊急消防援助隊登録消防本部にあつては、原則として、愛知県隊に登録されている関係隊の中から応援出場できる体制として整えるものとする。

イ 応援隊出場の通報

応援隊を出場させたときは、応援出場の決定通知の連絡のルートで次の事項を通報するものとする。

- (ア) 応援隊指揮者の職、氏名
- (イ) 応援隊の人員、車両、資機材
- (ウ) 応援隊の到着予定時間及び派遣経路
- (エ) その他必要な事項

ウ 現場到着時の報告

応援隊指揮者は、現地指揮本部長に対して到着報告を行い、次の事項を確認し必要な指示を受けるものとする。

- (ア) 到着報告
 - a 応援消防本部長
 - b 応援隊指揮者の職、氏名
 - c 人員、車両、資機材
 - d その他必要な事項

(イ) 確認事項

- a 災害の現場
- b 活動中の消防部隊名、隊数及び指揮者名
- c 他の消防部隊の活動概要
- d 活動方針
- e 今後の見込み
- f 応援隊の活動範囲及び任務
- g 使用無線系統
- h 指揮連絡担当者名
- i 安全管理上の注意事項
- j その他必要な事項

エ 現場引き揚げ

応援隊指揮者は、現地指揮本部長の引き揚げ指示によって速やかに作業を終了し人員、車両、資機材等の異常の有無を確認し、現地指揮本部長に対し次により引き揚げ報告を行った後、引き揚げるものとする。

(ア) 応援隊の活動概要

(イ) 活動中の異常の有無

(ウ) 隊員の負傷の有無

(エ) 車両、資機材等の損傷の有無

オ 帰署（所）・帰団通報

応援隊は帰署（所）又は帰団した場合は、ブロック幹事消防機関に対して応援出場の決定通知の連絡ルートで、その旨を通報するものとする。

(4) その他

ア 応援の始期及び終期

(ア) 応援の始期は、応援隊が常備配置消防署（所）又は団詰所から出場した時点とする。

なお、応援隊が消防署（所）又は団詰所以外にある場合は、応援出場指令を受け応援出場した時点とする。

(イ) 応援の終期

応援の終期は、応援隊が帰署（所）又は帰団した時点とする。

イ 応援の中断

応援側消防機関の都合で応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援側消防機関の長は、要請側消防機関の長に状況説明の上、応援を中断することができるものとする。

なお、応援側消防機関の長は、応援出場の決定通知と同系統で応援を中断する旨を通知するものとする。

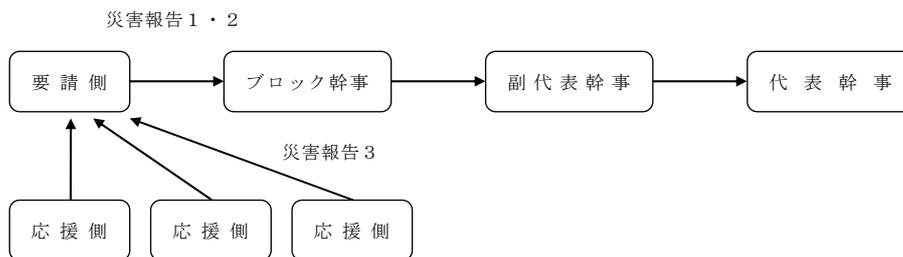
3 報告

要請側消防機関及び応援側消防機関は、別に定められているもののほか、別表「災害報告」を次により作成し、事後速やかに関係消防機関へ報告するものとする。

ア 災害報告－1（様式3）・・・・・・要請側消防機関が作成し、ブロック幹事消防機関へ報告

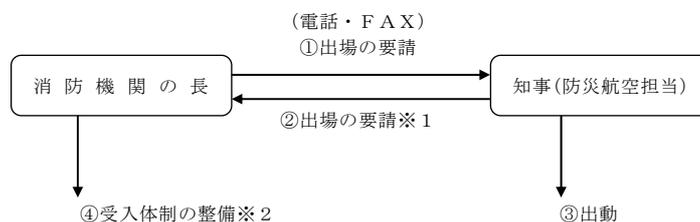
イ 災害報告－2（様式4）・・・・・・要請側消防機関が作成し、ブロック幹事消防機関へ報告

ウ 災害報告－3（様式5）・・・・・・応援側消防機関が作成し、要請側消防機関へ報告



4 愛知県防災ヘリコプターの支援要請

愛知県防災ヘリコプター支援協定第4条に規定する支援要請の手順等は、次のとおりとする。



※1 出場の回答

○無線種別、コールサイン

○到着予定時間、活動予定時間、その他の特記事項

（愛知県防災ヘリコプターが点検整備中の場合は、四県一市航空消防防災相互応援協定の取決めによって岐阜県、三重県、静岡県又は名古屋市の防災又は消防ヘリコプターを選定し、出場を決定する。）

※2 受入体制の整備

○緊急離着陸場の確保と対策（散水、警備等）

○給水場所、給水方法の確認

（参考） 愛知県防災ヘリコプター支援協定（抜粋）

（支援要請）

第4条 この協定に基づく支援要請は、消防組織法第30条第1項に基づき、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、愛知県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合

(3) その他救急救助活動等において航空機による活動がもっとも有効な場合

2 航空機の支援要請等については、「愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づくものとする。

5 その他

(1) 合同訓練の実施

大規模特殊災害発生時の情報連絡を迅速かつ円滑に実施するため、本基本計画に基づいた合同訓練を実施するものとする。

なお、実施に際しては、代表幹事消防機関、副代表幹事消防機関及びブロック幹事消防機関が協議して訓練日時及び訓練内容を決定するものとする。

(2) 基本計画推進のための検討会の開催

本基本計画の推進と実効性を図るために、消防職員等による検討会を必要に応じて開催する。

(3) 基本計画の発効

本基本計画は、協定の施行と同時に発効するものとする。

参考

緊急消防援助隊愛知県大隊登録隊数（平成27年4月1日現在）

部 隊 の 種 類	登 録 消 防 本 部	隊 数
指揮支援部隊（3隊）	名古屋市消防局	2隊
統合機動部隊指揮隊（1隊）	名古屋市消防局	1隊
都道府県大隊（3隊）	名古屋市消防局	2隊
	岡崎市消防本部	1隊
消火小隊（80隊）	名古屋市消防局	16隊
	豊橋市消防本部	1隊
	岡崎市消防本部	4隊
	一宮市消防本部	3隊
	瀬戸市消防本部	1隊
	春日井市消防本部	2隊
	豊川市消防本部	2隊
	津島市消防本部	1数
	豊田市消防本部	4隊
	西尾市消防本部	2隊
	蒲郡市消防本部	1隊
	犬山市消防本部	1隊
	常滑市消防本部	1隊
	江南市消防本部	1隊
	小牧市消防本部	1隊
	新城市消防本部	1数
	稲沢市消防本部	2隊
	東海市消防本部	2隊
	大府市消防本部	1隊
	知多市消防本部	2隊
	尾張旭市消防本部	1隊
	岩倉市消防本部	1隊
	豊明市消防本部	1隊
	田原市消防本部	1数
	愛西市消防本部	3隊
	長久手市消防本部	1数
	蟹江町消防本部	1数
	幸田町消防本部	1隊
知多中部広域事務組合消防本部	2隊	

	海部東部消防組合消防本部	1隊
	尾三消防本部	2隊
	海部南部消防組合消防本部	1隊
	丹羽広域事務組合消防本部	1隊
	知多南部消防組合消防本部	1数
	衣浦東部広域連合消防局	5隊
	西春日井広域事務組合消防本部	2隊
救助小隊 (25隊)	名古屋市消防局	8隊
	豊橋市消防本部	1隊
	岡崎市消防本部	2隊
	一宮市消防本部	1隊
	瀬戸市消防本部	1隊
	春日井市消防本部	1隊
	津島市消防本部	1隊
	豊田市消防本部	2隊
	大府市消防本部	1隊
	豊明市消防本部	1隊
	海部東部消防組合消防本部	1隊
	海部南部消防組合消防本部	2隊
	衣浦東部広域連合消防局	2隊
	西春日井広域事務組合消防本部	1隊
	救急小隊 (49隊)	名古屋市消防局
豊橋市消防本部		2隊
岡崎市消防本部		3隊
一宮市消防本部		2隊
瀬戸市消防本部		1数
春日井市消防本部		1隊
豊川市消防本部		1隊
津島市消防本部		1数
豊田市消防本部		4隊
西尾市消防本部		1隊
常滑市消防本部		1隊
江南市消防本部		1数
小牧市消防本部		1隊
稲沢市消防本部		2隊
新城市消防本部		1隊
東海市消防本部		1隊
大府市消防本部		1隊
尾張旭市消防本部		1隊
岩倉市消防本部		1数
豊明市消防本部		1隊
田原市消防本部		1数
愛西市消防本部		1数
蟹江町消防本部		1隊
幸田町消防本部		1数
知多中部広域事務組合消防本部		1隊
海部東部消防組合消防本部		1隊
尾三消防本部		1隊
海部南部消防組合消防本部		1隊
知多南部広域事務組合消防本部		1隊
衣浦東部広域連合消防局		2隊

	西春日井市広域事務組合消防本部	1隊
後方支援部隊 (40隊)	名古屋市消防局	7隊
	豊橋市消防本部	2隊
	岡崎市消防本部	2数
	一宮市消防本部	1数
	瀬戸市消防本部	1隊
	春日井市消防本部	1隊
	豊川市消防本部	1隊
	津島市消防本部	1隊
	豊田市消防本部	1隊
	西尾市消防本部	1隊
	蒲郡市消防本部	1隊
	犬山市消防本部	1隊
	常滑市消防本部	1隊
	江南市消防本部	1隊
	小牧市消防本部	1隊
	稲沢市消防本部	1隊
	新城市消防本部	1隊
	東海市消防本部	1隊
	大府市消防本部	1隊
	知多市消防本部	1隊
	尾張旭市消防本部	1隊
	田原市消防本部	1隊
	愛西市消防本部	2数
	蟹江町消防本部	1隊
	幸田町消防本部	1隊
	知多中部広域事務組合消防本部	1隊
	尾三消防本部	1隊
	丹羽広域事務組合消防本部	1隊
	知多南部消防組合消防本部	1隊
	衣浦東部広域連合消防局	1隊
西春日井広域事務組合消防本部	1隊	
通信支援小隊 (1隊)	名古屋市消防局	1隊
航空小隊 (2隊)	名古屋市消防局	2隊
水上部隊 (1隊)	名古屋市消防局	1隊
特殊災害小隊 (18隊)		
毒劇物等対応小隊 (12隊)	名古屋市消防局	4隊
	豊橋市消防本部	1隊
	岡崎市消防本部	1隊
	春日井市消防本部	1隊
	豊田市消防本部	1隊
	常滑市消防本部	1隊
	海部東部消防組合消防本部	1隊
	海部南部消防組合消防本部	1隊
	西春日井広域事務組合消防本部	1隊
大規模危険物火災等対応小隊 (3隊)	名古屋市消防局	3隊
密閉空間火災等対応小隊 (3隊)	名古屋市消防局	3隊
特殊装備小隊 (22隊)		
震災対応特殊車両小隊 (2隊)	名古屋市消防局	1隊

附属資料

	尾三消防本部	1隊
水難救助小隊（1隊）	名古屋市消防局	1隊
その他の特殊な装備小隊（19隊）	名古屋市消防局	5隊
	岡崎市消防本部	2隊
	春日井市消防本部	1隊
	豊川市消防本部	1隊
	津島市消防本部	1隊
その他の特殊な装備小隊	豊田市消防本部	1隊
	蒲郡市消防本部	2隊
	尾張旭市消防本部	1隊
	豊明市消防本部	1隊
	蟹江町消防本部	1隊
	知多中部広域事務組合消防本部	1隊
	尾三消防本部	1隊
	衣浦東部広域連合消防局	1隊

※重複は含み、愛知県登録分は除く。

別表 1 情報連絡窓口

〈無線電話のかけ方〉 ①無線発信番号をダイヤル + ②無線電話 (FAX) 番号をダイヤル

1 愛知県

時間帯別	連絡・要請窓口	防災行政無線 (高度情報通信N)		電話	F A X
勤務時間内 9:00~17:00	防災安全局 消防保安課 救急・救助 グループ	無線発信番号 各機関で異なる。		(直通) 052-951-1382 (ダイヤルイン) 052-954-6141	052-954-691 3
		無線 電話番号 600-2522	無線 FAX番号 600-4613		
		無線発信番号 各機関で異なる。			
勤務時間外 (夜間・休日を含む)	防災安全局 宿日直室	無線発信番号 各機関で異なる。		052-954-6844	052-954-699 5
		無線 電話番号 600-5250	無線 FAX番号 600-4695		
		無線発信番号 各機関で異なる。			
終 日	防災航空 グループ	無線発信番号 各機関で異なる。		0568-29-3121	0568-29-312 3
		無線 電話番号 8200-31	無線 FAX番号 8200-11		
		無線発信番号 各機関で異なる。			

2 代表幹事消防機関・副代表幹事消防機関

消防機関名	時間帯別	連絡・要請 窓口	防災行政無線 (高度情報通信N)			電 話	F A X
			無線 発信番号	無線 電話番号	無線 FAX番号		
名古屋市	昼間	防災指令 センター	各 機 関 で 異 な る。 。	861-6300	861-5555	052-961-3338	953-0119
	夜間	同 上					
海部東部 (組)	昼間	通信指令室		8336-31	8336-11	052-442-0119	442-3180
	夜間	同 上					
岡崎市	昼間	通信指令室		8301-31	8301-11	0564-21-5151	26-0373
	夜間	同 上					

3 ブロック別消防機関 (◎は、ブロック幹事消防機関を示す)

(1) 名古屋ブロック

消防機関名	時間帯別	連絡・要請 窓口	防災行政無線 (高度情報通信N)			電 話	F A X
			無線 発信番号	無線 電話番号	無線 FAX番号		
◎ 名古屋市	昼間	防災指令 センター	各 機 関 で 異 な る。 。	861-6300	861-5555	052-961-3338	953-0119
	夜間	同 上					

(2) 尾張ブロック

消防機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	防災行政無線（高度情報通信N）			電 話	F A X
			無線 発信番号	無線 電話番号	無線 FAX番号		
◎ 一宮市	昼間	通信指令課	各 機 関 で 異 な る。	8302-31	8302-11	0586-72-1191	71-1192
	夜間	同上					
瀬戸市	昼間	通信指令室		8303-31	8303-11	0561-85-1119	85-0441
	夜間	同上					
春日井市	昼間	通信指令室		8304-31	8304-11	0568-85-6391	85-1243
	夜間	同上					
犬山市	昼間	通信指令室		8313-31	8313-11	0568-65-0119	62-4407
	夜間	同上					
江南市	昼間	通信指令室		717-1200	8315-11	0587-55-2258	53-0119
	夜間	同上					
小牧市	昼間	通信指令室		8317-31	8317-11	0568-76-0119	73-5614
	夜間	同上					
稲沢市	昼間	通信指令室		8340-31	8340-11	0587-22-0119	22-2130
	夜間	同上					
尾張旭市	昼間	指令センター 及び尾張旭市 消防署		8323-31 尾張旭市消防署	8323-11 尾張旭市消防署	0561-85-0119 指令センター	52-0119 尾張旭市消防署
	夜間	同上					
岩倉市	昼間	通信指令室		8325-31	8325-11	0587-37-5333	37-1220
	夜間	同上					
豊明市	昼間	通信指令室		8326-31	8326-11	0562-92-0119	93-0119
	夜間	同上					
長久手市	昼間	指令センター 及び長久手市 消防署	8339-31 指令センター	8327-11 長久手市消防署	0561-38-5119 指令センター	62-7671 長久手市消防署	
	夜間	同上					
西春広域 （組）	昼間	通信指令室	8334-31	8334-11	0568-22-2511	23-7979	
	夜間	同上					
丹羽広域 （組）	昼間	通信指令室	8341-31	8341-11	0587-95-5151	95-5157	
	夜間	同上					